

第3回（令和2年度第2回）小金井市男女平等推進審議会（第9期）

日時：令和2年7月10日（金）

午前9時30分から

場所：801会議室

次 第

1 議 題

- (1) （仮称）第6次男女共同参画行動計画の策定について
 - ア 計画策定にあたっての基本的な考え方について
 - イ （仮称）第6次男女共同参画行動計画（骨子案）について
 - ウ 市民懇談会・パブリックコメントについて
- (2) 計画案検討スケジュールについて
- (3) 第5次男女共同参画行動計画推進状況調査結果（令和元年度実績）について
- (4) 小金井市パートナーシップ宣誓制度（案）について

2 配付資料

- 資料1 計画策定にあたって～（仮称）第6次男女共同参画行動計画改定のポイント
- 資料2 （仮称）第6次男女共同参画行動計画 体系（案）
- 資料3 市民懇談会の開催時期と内容について
- 資料4 （仮称）第6次男女共同参画行動計画骨子案
- 資料5 （仮称）第6次男女共同参画行動計画案検討に係るスケジュール（案）
- 資料6 第5次男女共同参画行動計画令和元年度推進状況調査

参考資料

計画策定にあたって

～(仮称)第6次男女共同参画行動計画 策定のポイント～

計画の位置づけ

男女共同参画計画、DV対策基本計画及び女性活躍推進計画の3計画を一体的に策定することを検討する。

	男女共同参画計画	女性活躍推進計画	DV対策基本計画
内容	男女共同参画を推進していくための施策の基本的方向や具体的な内容を定める計画	女性の職業生活における活躍を進めるための計画 ・推進計画 ・事業主行動計画	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る計画
根拠法	男女共同参画社会基本法	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	配偶者暴力防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)
国	第4次男女共同参画基本計画 H27.12 策定 (10年間を見越した方針と5年間の実施計画)	基本方針 H27.9 閣議決定 (女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針)	基本方針 H25.12 策定 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針)
都	東京都女性活躍推進計画(東京都男女平等参画推進総合計画) H29年3月策定		東京都配偶者暴力対策基本計画 (東京都男女平等参画推進総合計画) H29年3月策定
市	<p style="text-align: center;">第5次男女共同参画行動計画 計画期間：H29年度～R2年度</p> <p style="text-align: center;">- (市町村女性活躍推進計画) (市町村配偶者暴力対策基本計画)</p>		

一体的に策定することを検討【計画期間：R3～R7年度】

男女共同参画推進プラン改定のポイント

【法の施行・改正状況】

■ 女性活躍推進法(H28.4 施行)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

<基本原則>	<区市町村の役割>
<ul style="list-style-type: none">● 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。● 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。● 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。	<ul style="list-style-type: none">● 当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。● 地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進する。また、女性やその家族からの相談・助言等に努めることとする。● 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

《基本方針の変更（R1.12）》

- ・女性の職業生活における活躍に関する情報の公表への追記
- ・女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定への追記
- ・中小企業における行動計画の策定の促進への追記

■ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(R1.4 公布・施行)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

<基本原則>	<区市町村の役割>
<ul style="list-style-type: none">● 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。● 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。● 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。	<ul style="list-style-type: none">● 地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。● 国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。● 政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。● 人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

■ 配偶者暴力防止法(H13. 10 施行)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。

《基本方針の改正 (R2.3)》

・児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化。

※その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化

【国・都の計画等】

■ (国)第4次男女共同参画基本計画策定(H27.12) 参考 ※現行計画策定以降、変更なし

＜目指すべき社会＞	＜基本的方向性（強調している視点）＞
①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会	●あらゆる分野における女性の活躍 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍、仕事と生活の調和 など
②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会	●安全・安心な暮らしの実現
③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会	●女性の健康支援、DVの根絶、困難を抱えた女性への対応 など
④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会	●男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 各種制度の整備、意識改革・理解促進、防災・復興体制の確立 など
	●推進体制の整備・強化 地域における推進体制の強化 など

■ (国)婦人保護事業運用面における見直し方針(R1.6)

厚生労働省は、令和元年6月に「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」をとりまとめ、公表した。

婦人保護事業は、売春防止法に基づき要保護女子（性行又は環境に照して売春を行う恐れのある女子）の保護更生を図るための事業として始まったが、売春防止法は制定以来基本的な見直しは行われておらず、実態が法律にそぐわない、また、「婦人」等の用語を見直すべきなど、問題提起がなされてきた。新たな制度の構築に向けて、今後も検討がすすめられていく。

■ (都)東京都男女平等参画推進総合計画(H29.3)

<基本理念>	<重点課題>
①男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会 ②男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる社会 ③男女が家庭生活及び社会活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会	<ul style="list-style-type: none"> ●働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進 ●働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現 ●地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大 ●男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

都の行動計画及び配偶者暴力対策基本計画と総合計画との構成の違い

<行動計画及び配偶者暴力対策基本計画（H24.3）>

■ 行動計画

第1部 計画の基本方針

第2部 事業計画

- 第1章 あらゆる分野への参画の促進
- 第2章 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現
- 第3章 特別な配慮を必要とする男女への支援
- 第4章 人権が尊重される社会の形成
- 第5章 男女平等参画を推進する社会づくり

■ 配偶者暴力対策基本計画

第1部 基本的な方針

第2部 具体的な施策

- 基本目標1 暴力の未然防止と早期発見の推進
- 基本目標2 多様な相談体制の整備
- 基本目標3 安全な保護のための体制の整備
- 基本目標4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- 基本目標5 関係機関・団体等の連携の推進
- 基本目標6 人材育成の推進と適切な苦情対応
- 基本目標7 調査研究の推進

<総合計画（H29.3）>

第1部 総合計画の基本方針

第2部 女性活躍推進計画の具体的施策

- 領域Ⅰ 働く場における女性の活躍
- 領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現
 - 1 生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現
 - 2 地域における活動機会の拡大
 - 3 男女平等参画を推進する社会づくり
- 領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

第3部 配偶者暴力

- 領域Ⅳ 配偶者暴力対策
 - 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
 - 2 多様な相談体制の整備
 - 3 安全な保護のための体制の整備
 - 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
 - 5 関係機関・団体等の連携の推進
 - 6 人材育成の推進と適切な苦情対応
 - 7 調査研究の推進
- 領域Ⅴ 男女平等参画社会を阻害する様々な暴力への対策
 - 1 性暴力被害者に対する支援
 - 2 ストーカー被害者に対する支援
 - 3 セクシュアル・ハラスメントの防止
 - 4 性・暴力表現への対応

■ (都)東京都性自認及び性的指向に関する基本計画(R1.12)

<基本方針>	<施策の柱>
①声を上げられない当事者に寄り添い、 ②多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、 ③オール東京で誰もが輝ける社会を実現する。	①相談・支援体制の充実 ②啓発・教育の推進 ③職員理解の推進 ④庁内外の取組の推進

《課題認識》

- ・当事者の多くが誰にも相談ができず、一人で悩みを抱え、人間関係を含む社会資源から孤立しがち
- ・当事者は見えにくい存在であるため、周囲の意識が変わりにくく、困り事の解決が困難
- ・性自認及び性的指向に関する施策を推進していくため、都民一人ひとりの理解を得ていくことが重要

【その他】

■ 持続可能な開発目標(SDGs)

2015年9月に国連サミットで、全会一致で採択され、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(ゴール)が設定されました。17のゴールの1つにもジェンダー平等が含まれており、世界的にも解決をしていかなければいけない重要なテーマと考えられています。



■ 男女共同参画を取り巻くその他のキーワード

人口減少社会	我が国の人口は、少子・高齢化が進み、2005（平成 17）年に人口減少局面に入ったとされている。急速な人口減少は国や社会の存立基盤にかかわる問題であり、家族や地域、職場のあり方など様々な側面で課題が生じている。
働き方の二極化（正規・非正規）	正規と非正規との行き来が極めて難しく、働き方が二極化し、多様な働き方に対応できなくなっている。また、非正規労働には処遇面（給与・昇進・雇用安定・キャリア形成）などの問題があり、正規労働においては長時間労働やサービス残業などの問題がある。
M字（型）曲線（M字カーブ）	女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字曲線という。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことが原因といわれている。
待機児童問題	保育所を必要とする家庭が増え、特に人口の多い都市部を中心に待機児童問題が解消できないままとなっている。1990年代初め（バブル経済崩壊後）以降、共働き世帯が専業主婦世帯を上回っているのが現状。
介護離職	家族の介護を抱えている労働者が仕事と介護を両立できず、介護のために離職すること。介護は育児と異なり突発的に問題が発生することや、介護を行う期間・方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも生じている。現政権においては「介護離職ゼロ」を目標とする政策を展開している。
ダブル・ケア	親の介護と子育てを同時にしなければならない状況。少子化と高齢化の同時進行が続いていること、また晩婚化により出産年齢が高齢化していることなどにより、近年注目され始めている社会問題の一つ。
LGBT	L＝レズビアン、G＝ゲイ、B＝バイセクシュアル、T＝トランスジェンダーの頭文字をつないだ言葉で性的少数者を意味する。なお、トランスジェンダーについては医学上の診断名「性同一性障害」よりも広い概念とされる場合もある。
リベンジポルノ防止法	正式には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」。近年のSNSの急速な発達とともに問題化し、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的として施行された。
AV出演強要問題・JKビジネス問題	若年層の女性が、アダルトビデオに出演するという認識がないまま、本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要される問題や「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、児童の性を売り物とする営業形態の出現により、若年層を狙った性的な暴力の問題が深刻な状況。
マタニティ・ハラスメント	職場において、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で行われる、精神的・肉体的な嫌がらせ。妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いが男女雇用機会均等法により禁止されている。
ジェンダー統計	国連の定義では、「ジェンダー統計とは、生活のあらゆる分野の女性と男性の状況における差異及び不平等を適切に反映している統計」と定義されている。社会的・文化的に形成された男女の生活や意識における偏り、格差、差別を明らかにする統計であり、データが性別に収集・表章されること、ジェンダー問題を映し出していること、男女の多様性を反映していることなどがその要件とされている。

小金井市 第5次男女共同参画行動計画(現行計画)の状況

【条例】

小金井市男女平等基本条例

【基本理念】

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして

【施策体系】

基本目標	主要施策
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	意識啓発、教育、学習、DV防止、被害者支援、相談・連携体制、セクハラ、ストーカー、虐待対策、生涯を通じた健康支援、女性の貧困
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	就業環境、女性就労支援、育児・介護支援、家庭の状況に応じた支援 市民活動
III 男女共同参画を積極的に推進する	方針決定への参画促進、庁内推進体制



次期計画を策定にむけて…

現行計画において、おおむね取り組むべき課題は網羅されているが、社会動向等をふまえ、施策の見直し・整理が必要。

小金井市（仮称）第6次男女共同参画行動計画 体系案

近年の動向等をふまえ、次期計画の体系案を作成しました（資料 B 参照）。追加・変更箇所については以下のとおりです。

【基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる】

■主要課題「6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」の表現を変更

現行計画では、主要課題「6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」と表現をしています。しかし、単身世帯・高齢者世帯・ひとり親世帯の増加など、年々家族の形は多様化しており、様々な生活上の困難が幅広い層へ広がりがつあります。それぞれの困難が性別ゆえの生きづらさと重なって、より困難な状況に置かれることに配慮して引き続き環境整備をすすめるため、次期計画では、主要課題 6 の表現を「様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」に変更することを提案します。

■主要課題「3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」の施策の方向（1）の表現を変更

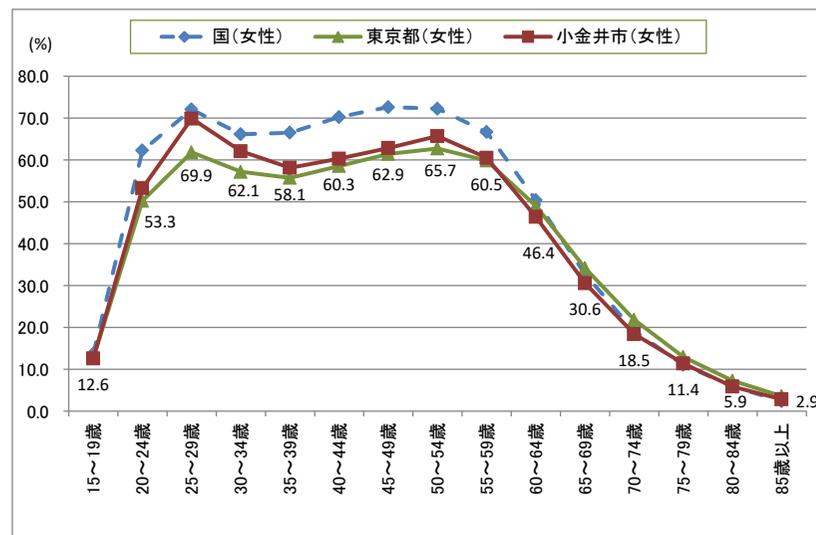
現行計画では、「（1）暴力の未然防止の意識づくり」と表現していますが、昨今、デート DV など若い世代への暴力が問題視されており、SNS の過度な監視、LINE の既読をすぐにつけないと怒られるなど、暴力は多様化し、被害の低年齢化もすすんでいることから、暴力の未然防止を的確にすすめていくため、施策の方向（1）の表現を「配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり」に変更することを提案します。

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす】

■主要課題「1 働く場における男女共同参画の推進」、「2 家庭における男女共同参画の推進」の順を変更

現行計画では、主要課題「1 働く場における男女共同参画の推進」、「2 家庭における男女共同参画の推進」となっています。しかし、小金井市の女性の労働力率を年齢別で見ると、25～29歳の69.9%がピークとなり、その後35～39歳で58.1%まで下がります。東京都比較すると、労働力率は高くなっていますが、M字曲線の谷は深く、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念している方が多いことがわかります。

M字曲線は、谷を浅くするよう取り組んでいく課題です。働きたいと思う女性が多様な働き方で活躍することができる社会づくり、働いている女性が生き生きと働き続けるためには、家庭における育児や介護などの分野においても男女共同参画を推進していく取組みが求められていることから、入れ替えることを提案します。



※国勢調査（H27）

(仮称)第6次男女共同参画行動計画 体系(案)

【基本理念】
人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする
男女共同参画の実現をめざして

現行計画			
基本目標	主要課題	施策の方向	
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進	
		(2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重	
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進	
		(2)生涯を通じた男女平等教育の推進	
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)暴力の未然防止の意識づくり	
		(2)被害者支援の推進	
		(3)相談・連携体制の整備・充実	
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり	
		(2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり	
	6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援	
		(2)自立した生活への支援	
	II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり
			(2)働く場における男女平等の推進
		2 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備
			(2)介護等への支援体制の整備
			(3)男性の家庭・地域活動への参画促進
		3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援
4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進		(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進	
III 男女共同参画を積極的に推進する		1 政策・方針決定過程への女性の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
		3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進
(2)計画の推進体制の強化			

※基本目標IIの1～3は、小金井市女性活躍推進計画

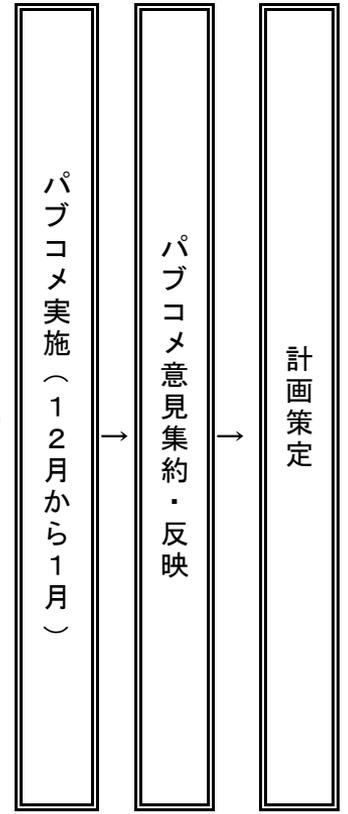
【基本理念】
人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする
男女共同参画の実現をめざして

次期計画(案)			
基本目標	主要課題	施策の方向	
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進	
		(2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重	
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進	
		(2)生涯を通じた男女平等教育の推進	
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり【変更】	
		(2)被害者支援の推進	
		(3)相談・連携体制の整備・充実	
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり	
		(2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり	
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備【変更】	(1)各家庭の状況等に応じた支援	
		(2)自立した生活への支援	
	II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 家庭における男女共同参画の推進【(元)主要課題2】	(1)育児支援体制の整備
			(2)介護等への支援体制の整備
			(3)男性の家庭・地域活動への参画促進
		2 働く場における男女共同参画の推進【(元)主要課題1】	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり
			(2)働く場における男女平等の推進
3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援		
4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進		
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への女性の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開	
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進	
(2)計画の推進体制の強化			

市民懇談会の実施について

- ◆ 市民の皆様からご意見をいただく機会として、パブリックコメント※（以下パブコメ）を実施しますが、市民の皆様の意見をより広く踏まえて、計画を策定するため、市民懇談会を開催します。
- ◆ 市民懇談会は、どのような目的で市民懇談会を実施するかによって開催内容が異なってきますので、市民の皆様からどのような意見をいただきたいか検討する必要があります。
- ◆ 市民の皆様から、どのような意見をいただきたいか、皆様のご意見をお聞かせください。

	市民懇談会開催		
	①	②	③
開催時期	パブコメよりだいぶ前	パブコメの少し前	パブコメ直前
時期	8月頃	10月・11月	12月初旬
概要	課題の洗い出し・確認	計画素案の提示、方向性の確認 施策展開への反映	計画案の説明 パブコメ実施案内
メリット	・課題を広くとらえることができる	・ある程度固まった素案を提示し意見を求めることができる ・具体的にどの部分への意見かある程度明瞭に把握できる	・計画案としてまとまりあるものを提示することができる ・直後に始まるパブコメにつなげることができる
デメリット	・提示できる内容が未確定 ・意見を計画のどこに反映したかは不明瞭な面もでてくる	・大幅な方針変更は再度見直しが生じる	・大幅な内容の変更は再度見直しが生じる (計画への反映はパブコメを通じてとなる)
参加者募集	・市報を通じて呼びかけ ・団体等への呼びかけ ・無作為抽出選定	・市報を通じて呼びかけ ・団体等への呼びかけ ・無作為抽出選定 ・パレットでの声掛けができる	・市報を通じて呼びかけ ・団体等への呼びかけ ・無作為抽出選定



※パブリックコメントとは、

市の計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民のみなさまにご意見等を求め、寄せられたご意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、ご意見等を考慮して計画等の策定に反映するものです

資料4（男女平等推進審議会）

令和2年7月10日

（仮称）小金井市 第6次男女共同参画行動計画

【骨子案】

令和2年7月

男女平等都市宣言

平成8年12月3日
告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生をおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

は じ め に

小金井市長 ○○ ○○○

<目次>

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	3
	(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き	4
2	計画の位置付け	6
3	計画の性格	6
4	計画の期間	7

第2章 小金井市の現状

1	人口等の推移	11
	(1) 人口の推移	11
	(2) 年齢3区分別人口の推移	11
	(3) 世帯の推移（住民基本台帳）	12
	(4) 家族類型	12
	(5) 転入・転出数	13
	(6) 未婚率の推移	13
	(7) 合計特殊出生率の推移	14
	(8) 就業の状況	14
	(9) 女性の年齢5歳階級別労働力率	15
2	アンケート結果概要	16
	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について	16
	(2) 子育て・介護について	17
	(3) 地域活動・社会活動について	19
	(4) 人権について	20
	(5) 男女共同参画の推進について	22
3	第5次男女共同参画行動計画期間の取組と課題	24

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	27
2	基本目標	28

第1章

計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成12年に策定、平成27年には男女共同参画基本計画（第4次）を策定し、男女共同参画に関する施策を計画的に進めています。

小金井市（以下「本市」という。）においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、「小金井市男女平等基本条例」を平成8年に制定しています。また、昭和59年に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っているほか、配偶者等からのさまざまな形での暴力、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様性に関する理解、政策・方針決定過程への女性の参画率のさらなる向上など、取り組まなければならない課題は多く、今後も一層の取組が求められます。

こうした現状を踏まえ、本市では、第5次男女共同参画行動計画期間中に制定された新たな法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き

【持続可能な開発目標 “SDGs”】

持続可能な開発目標 “SDGs (Sustainable Development Goals)” は、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2015年(平成27年)9月に国連サミットにおいて全会一致で採択され、2030年(令和12年)を期限とする包括的な17の目標(ゴール)が設定されました。17のゴールの一つに「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられていますが、これは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、重要なテーマと考えられているためです。

【「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」公布・施行】 (2018年(平成30年)5月)

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が公布・施行されました。

【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正】 (2019年(令和元年)5月)

2015年(平成27年)9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために法律が施行され、都道府県や市町村は、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に向け、国が策定した基本方針等を勘案して、推進計画を策定するよう努めることとされました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられました。

2019年(令和元年)5月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、女性の職業生活における活躍をさらに推進することが必要であることから、基本方針の変更があり、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定、中小企業における行動計画の策定の促進への追記がなされました。

また、女性活躍推進法のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」において、パワー・ハラスメント防止対策の法制化が図られるとともに、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されました。

**【「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行
(2020年(令和2年)3月)**

2020年(令和2年)3月に、昨今の虐待相談件数の急増等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置が講じられました。

【「婦人保護事業の運用面における見直し方針」の検討】(2019年(令和元年)6月)

婦人保護事業は、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等、さまざまな困難を複合的に抱える女性の支援を行っており、2018年(平成30年)からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、新たな制度の構築に向けて、検討がすすめられました。

【東京都性自認及び性的指向に関する基本計画】(2019年(令和元年)12月)

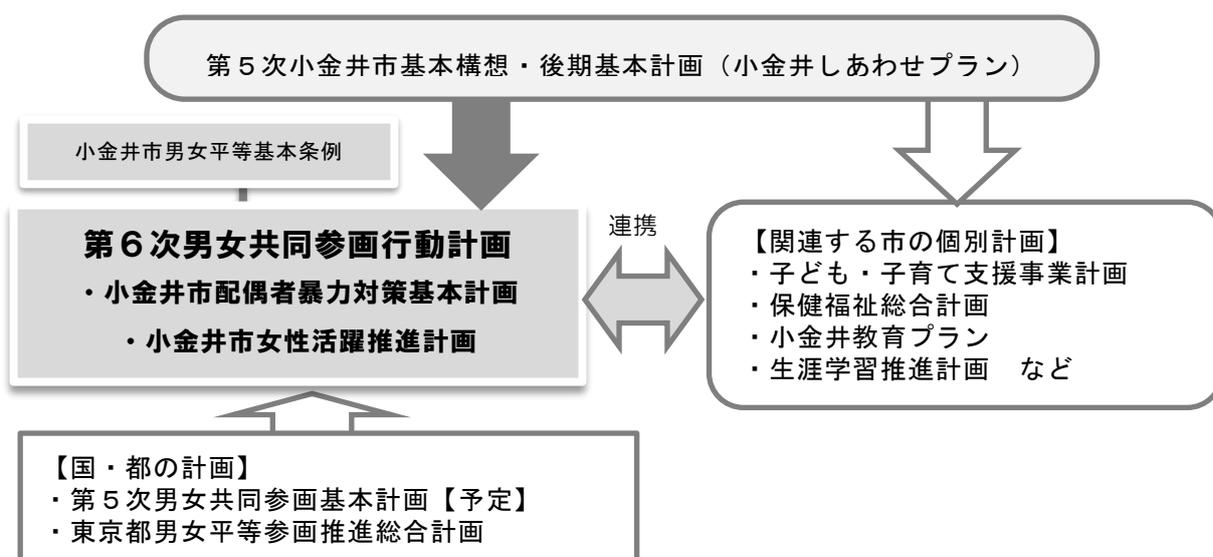
2018年(平成30年)10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」では、「多様な性の理解の推進」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることと明記されました。東京都では、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- 本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- 本市の第5次小金井市基本構想・後期基本計画（小金井しあわせプラン）における施策の大綱の一つである（「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」）の個別計画として策定します。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

3 計画の性格

- 本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- 本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- 本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



4 計画の期間

- 本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。

（計画の期間）

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第5次男女共同参画行動計画				第6次男女共同参画行動計画				
第4次小金井市基本構想 後期基本計画				第5次小金井市基本構想（令和3年度～令和12年度） 前期基本計画				
（国）第4次男女共同参画基本計画				（国）第5次男女共同参画基本計画【予定】				
（都）東京都男女平等参画推進総合計画								

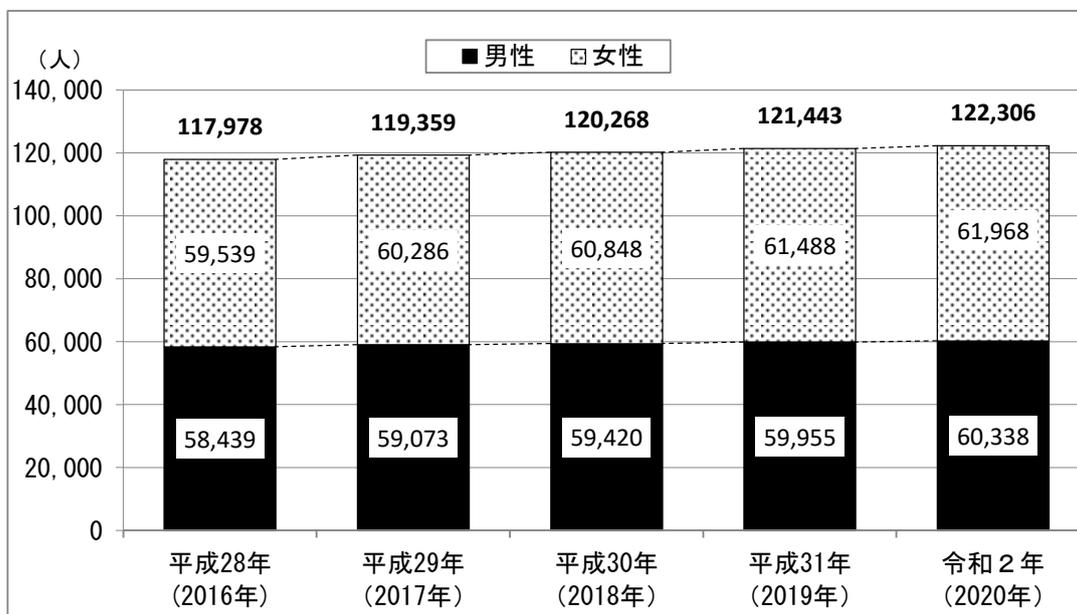
第2章

計画の策定に当たって

第2章 小金井市の現状

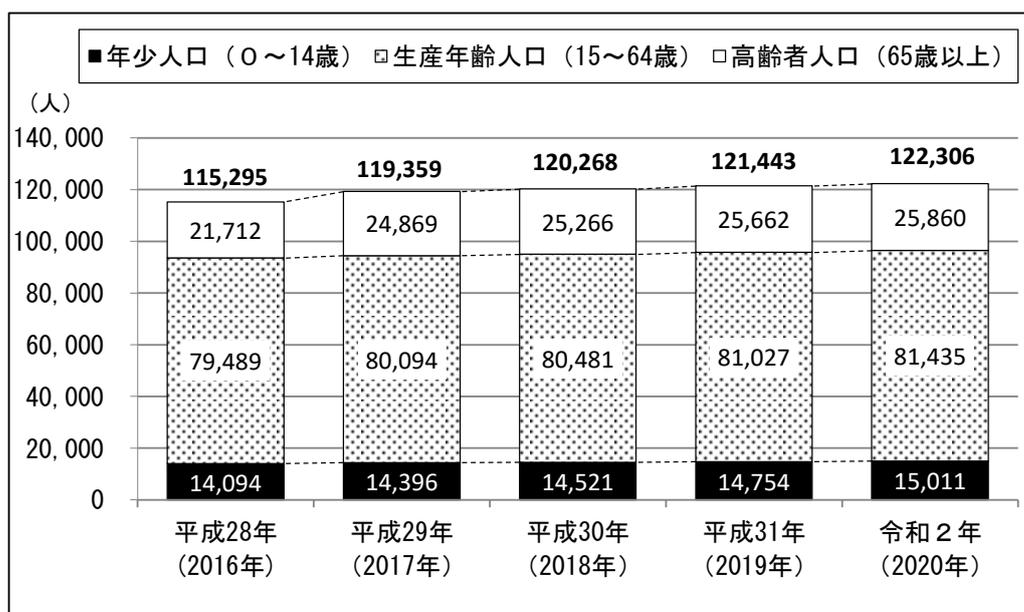
1 人口等の推移

(1) 人口の推移



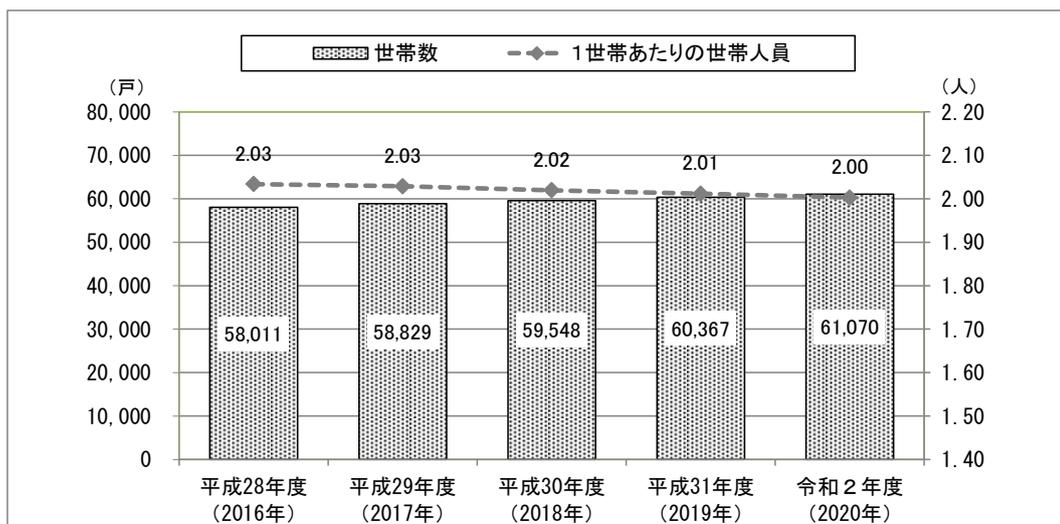
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 年齢3区分別人口の推移



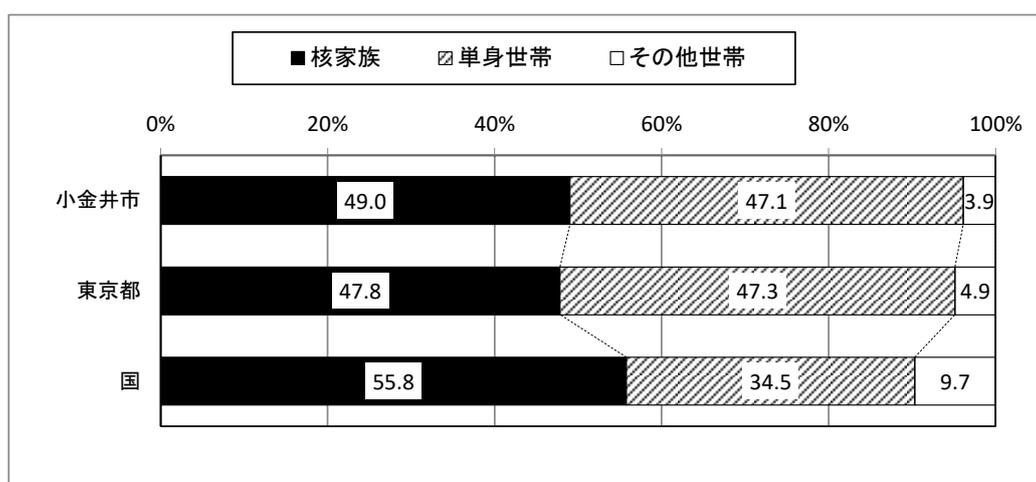
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(3) 世帯の推移 (住民基本台帳)



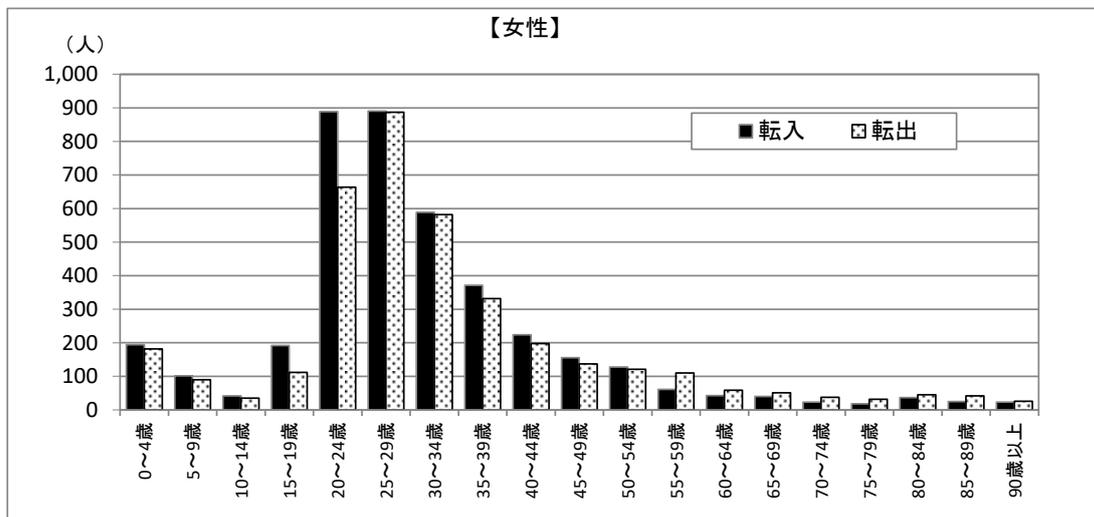
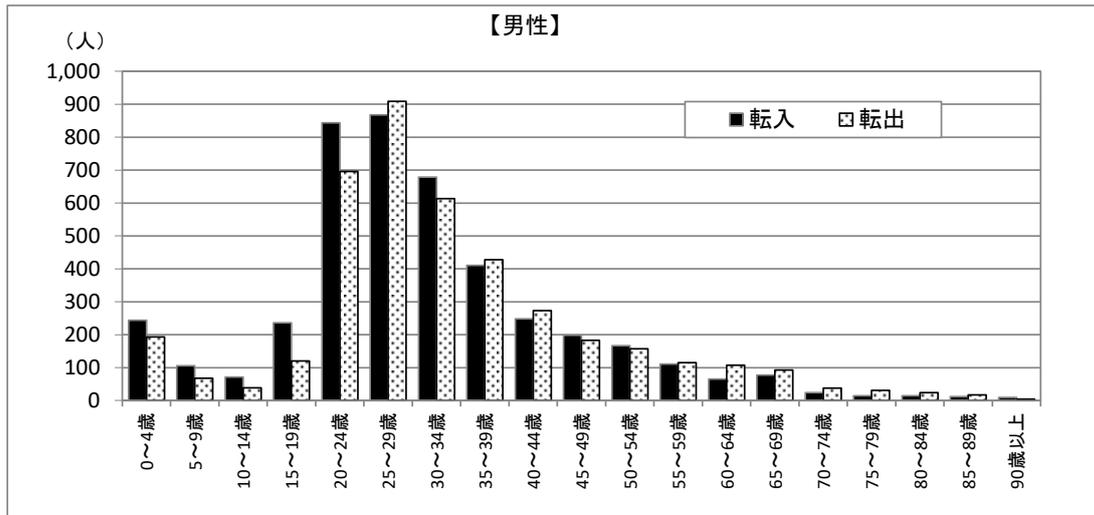
資料：住民基本台帳 (各年1月1日)

(4) 家族類型



資料：国勢調査 (平成27年)

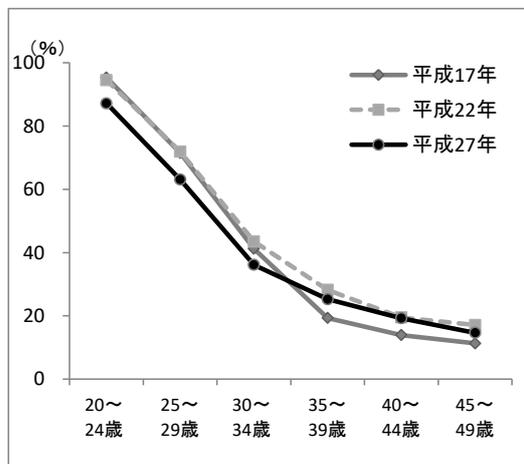
(5) 転入・転出数



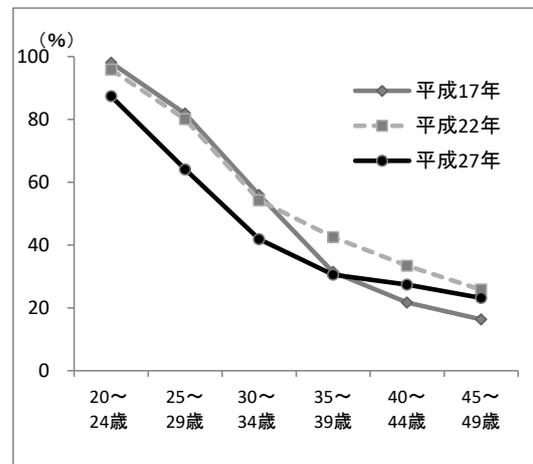
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和元年）

(6) 未婚率の推移

【女性】

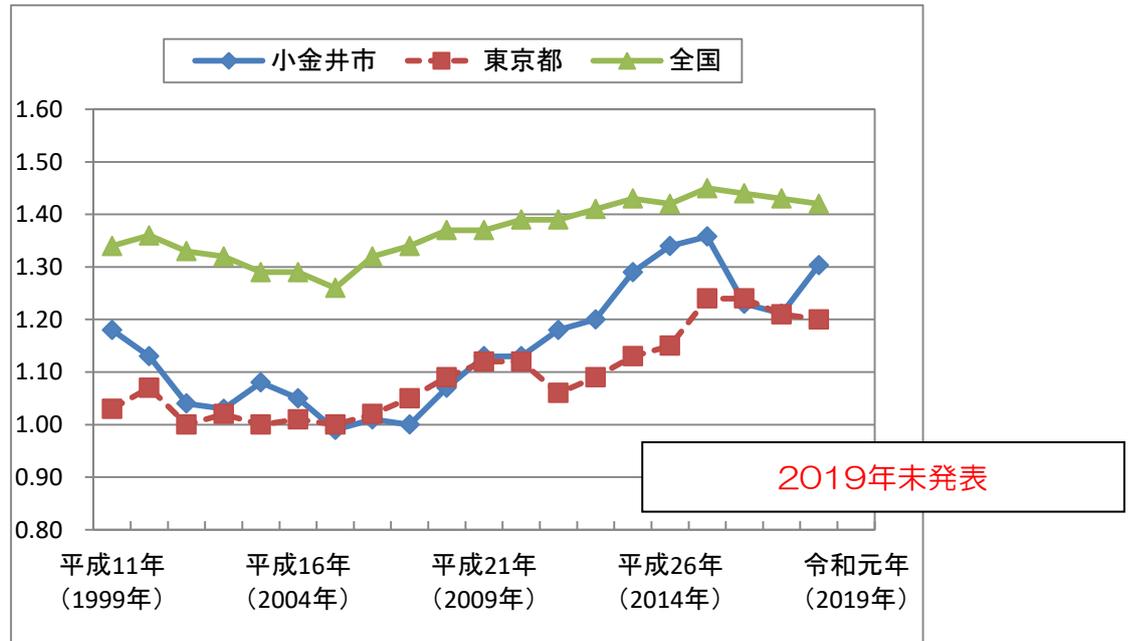


【男性】



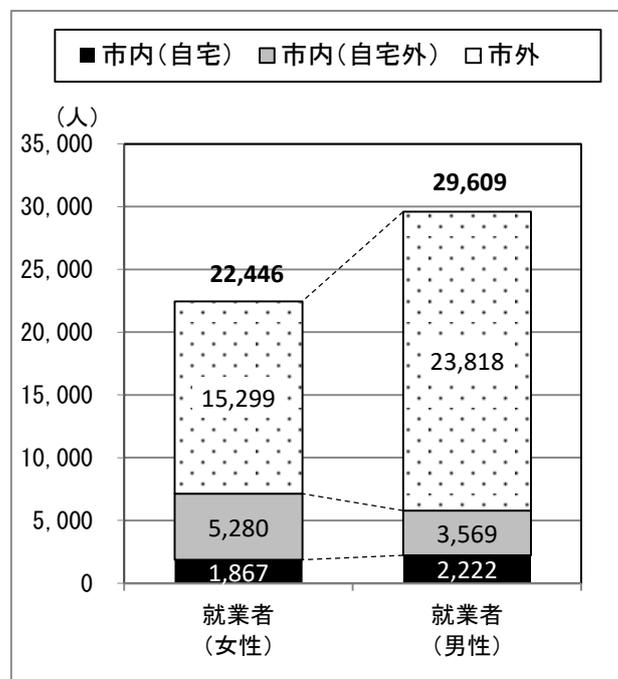
資料：国勢調査（平成27年）

(7) 合計特殊出生率の推移



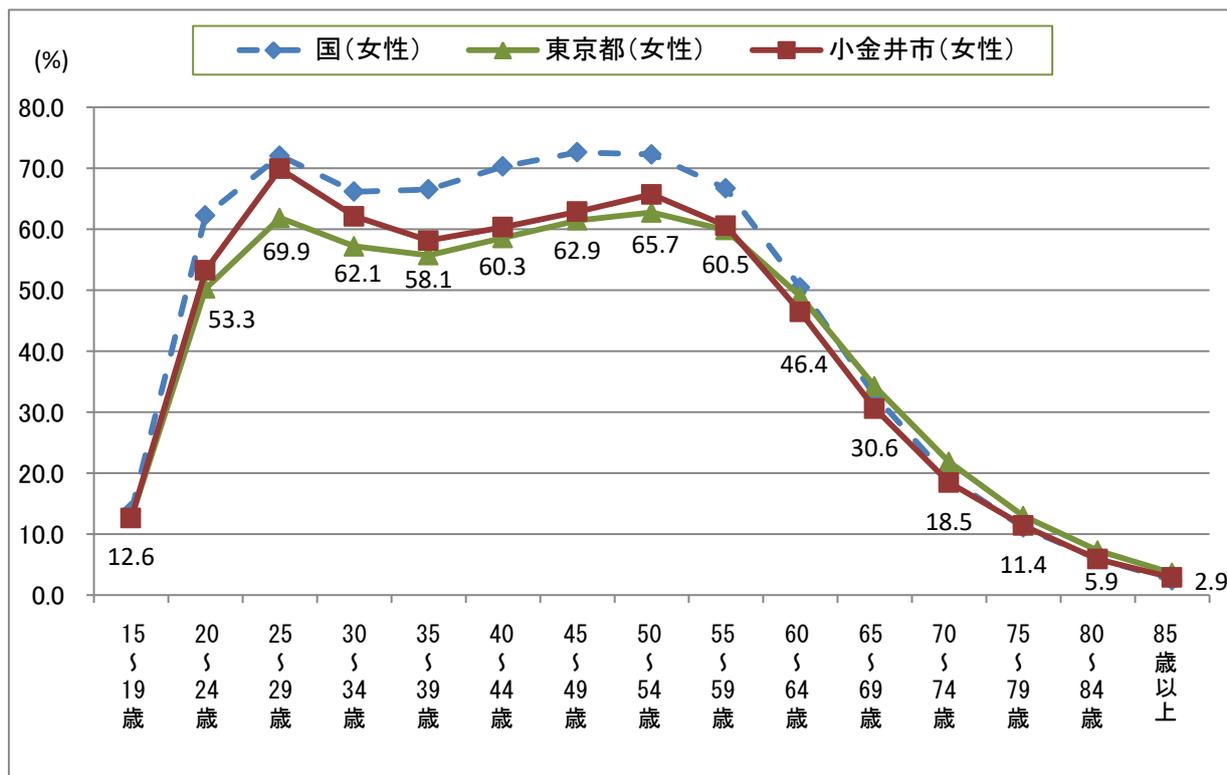
資料：全国、東京都－厚生労働省人口動態統計
 小金井市－東京都福祉保健局

(8) 就業の状況



資料：国勢調査（平成27年）

(9) 女性の年齢5歳階級別労働力率



資料：国勢調査（平成27年）

2 アンケート結果概要

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

【調査実施概要】

調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人

調査期間：令和元年10月1日（火）～10月15日（火）

回収結果：711票／2,000票（有効回収率：35.6%）

（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

① 1日あたりの家事と仕事に携わる時間

- ・平日に家事に携わる時間は、女性で「3時間以上」が43.6%、男性では「1時間以上」が23.5%となっている。休日は、男女とも平日より多くの時間が家事にあてられており、女性では「3時間以上」が47.2%、男性では「1時間以上」が41.3%となっている。また、平日に家事に携わる時間を共働きの状況別でみると、女性共働きでは「1時間以上～3時間未満」が4割半ばで最も高くなっている一方、男性共働きでは「30分以上～1時間未満」が4割で最も高くなっている。

② 生活における優先度（現状・理想）

- ・生活における現実（現状）の優先度は、女性では「『家庭生活』を優先している」が28.2%、男性では「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」が27.2%となっているが、理想の生活の優先度は、男女とも「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が比較的高くなっている。

③ 男女の役割分担意識（男性は仕事、女性は家庭）

- ・男女の役割分担意識は、男女とも《反対》が《賛成》を上回っており、平成28年調査と比較すると、全体で《賛成》は今回調査が24.2%で平成28年調査（34.3%）よりも10ポイント低くなっている。特に男性では今回調査が29.5%で平成28年調査（43.0%）よりも14ポイント低くなっている。

④ 女性が仕事を持つことについての考え

- ・女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかわらず、継続して仕事をもつほうがよい」が50.0%以上で最も高くなっている。
- ・女性が継続して仕事をもつ方がよいとする理由は、女性では「子育ては夫婦で協力して行うべきだと思うから」が70.0%、「家事は夫婦で協力して行うべきだと思うから」が69.5%で高くなっている。男性では「社会とつながりを持つべきだと思うから」が67.1%で高くなっている。

⑤女性が継続して仕事をもたない方がよい理由は、女性では「仕事と家庭の両立支援が十分ではないと思うから」が50.0%で最も高く、男性で「子どもは母親が家で面倒を見た方がいいと思うから」が50.9%で最も高くなっている。

⑥ 女性の就労継続のために必要なこと

- 女性の就労継続のために必要なことは、全体で「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が83.8%で最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」が64.8%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」が55.7%となっている。また、平成28年調査と比較すると、全体で「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」は今回調査が51.8%で平成28年調査（41.9%）よりも10ポイント高くなっている。

⑦ 男女ともに働きやすい社会をつくるために必要だと思うこと

- 男女ともに働きやすい社会をつくるために重要だと思うことは、男女とも「労働時間の短縮やフレックス制など様々な働き方を選ぶことができる」が最も高くなっているが、女性（77.2%）が男性（64.9%）よりも12ポイント高くなっている。

- 家事に携わる時間は女性が長く、共働きの場合も女性が携わる時間が長い。
- 男女の役割分担意識は男女ともに反対が多く、男性は平成28年調査時よりも反対と考える人が多くなっている。
- 女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかわりなく、継続して仕事をもつほうがよい」が半数以上を占めている。
- 女性の就労継続のために必要なことは、全体で「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が87.8%で最も高いが、「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」が平成28年調査時よりも多くなっている。
- 男女ともに働きやすい社会をつくるために重要だと思うことは、男女とも「労働時間の短縮やフレックス制など様々な働き方を選ぶことができる」が最も多くなっている。

（2）子育て・介護について

① 子育ての経験と携わる時間

- 平日の子育てに携わる時間は、女性で「5時間以上」が40.4%で最も高く、男性では、「1時間未満」が77.7%となっている。休日は、男女とも平日よりも多くの時間が子育てにあてられており、女性で「5時間以上」が57.9%、男性でも30.3%となっている。平日に子育てに携わる時間を共働きの状況別でみると、「5時間以上」は女性が男性よりも35ポイント高くなっている。

② 子どもを産み育てやすい環境

- 子どもを産み育てやすい環境は、「認可保育園など保育施設の拡充」が72.9%で最も高く、次いで「育児休業中の給与の保障」が55.8%、「学童保育の充実」が55.6%となっている。職業別でみると、女性有職者、男性有職者ともに「認可保育園など保育施設の拡充」が7割以上で最も高くなっている。次いで女性有職者では「学童保育の充実」が6割半ば、男性有職者では「育児休業中の給与の保障」が5割半ばで高くなっている

③ 男性の家事・育児の参加について

- 男性の家事・育児参加は、全体で「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が67.8%で最も高く、平成28年調査と比較すると、今回調査が67.8%で平成28年調査（60.0%）よりも8ポイント高くなっている。

④ 育児・介護休業制度の利用意向

- 育児休業の利用意向は、「利用したい」は女性が69.5%、男性が41.3%で女性が男性より28ポイント高くなっている。「利用したいが利用できそうにないと思う」は男性が33.8%で女性（12.9%）よりも21ポイント高くなっている。平成28年調査と比較すると、男性で「利用したくない」は今回調査が1.3%で平成28年調査（5.2%）よりも4ポイント低くなっている。介護休業の利用意向は、「利用したい」は女性が64.2%、男性が48.2%で女性が男性よりも16ポイント高くなっている。「利用したいが利用できそうにないと思う」は男性が28.5%で女性（18.8%）よりも10ポイント高くなっている。
- 育児・介護休業を利用できない・したくない理由は、「職場に休める雰囲気がないから」が60.7%で最も高い。

⑤ 男女平等を進めるために学校教育の場で重要なこと

- 男女平等を進めるために学校教育の場で重要なことは、「男女の差ではなく、個性や能力に合わせた生活指導や進路指導を行う」が73.1%で最も高くなっている。平成28年調査と比較すると、全体で「教員への男女平等研修を行う」は今回調査が30.9%で平成28年調査（23.6%）よりも7ポイント高くなっている。

⑥ 介護の経験と携わる時間

- 平日の介護に携わる時間は、女性で「1時間以上～3時間未満」が38.2%、男性で、「1時間以上～3時間未満」が38.9%となっている。休日は、男女とも「1時間以上」が半数以上を占めている。

⑦ 介護のための転職・離職の経験

- 家族の介護のために転職や離職をした経験は、「ある」が女性で6.9%、男性で3.6%となっている。
「今のところそういう考えはない」は女性が49.0%、男性が68.9%で男性が女性よりも20ポイント高くなっている。

⑧ 介護してほしい人

- 自分に介護が必要になった場合、介護してほしい人は、女性で「施設や介護サービスの職員」が46.2%で最も高く、男性では「配偶者・パートナー」が49.5%で最も高くなっている。
- 介護が女性となりがちな理由は、全体で「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が60.9%で最も高くなっている。また、「介護は女性の仕事という意識が根強いから」は女性が35.8%で男性(16.4%)よりも19ポイント高くなっている。

- 子育てに携わる時間は女性が長く、共働きの場合も女性が携わる時間が長い。
- 子どもを産み育てやすい環境は、「認可保育園など保育施設の拡充」が最も多く、有職者では男女とも7割以上となっている。
- 男性の家事・育児参加は、「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が最も多く、平成28年調査時よりも多くなっている。
- 育児休業の利用意向は、「利用したい」は女性が69.5%、男性が41.3%と男女で差がみられ、男性は「利用したいが利用できそうにないと思う」が女性よりも多くなっている。
- 介護に携わる時間は男女で大きな差はみられない。
- 介護が必要になった場合に介護してほしい人は、女性は「施設や介護サービスの職員」、男性は「配偶者・パートナー」が高い。

(3) 地域活動・社会活動について

① 隣近所との付き合いの状況

- 隣近所との付き合いの状況は、男女とも「あいさつや立ち話をする程度の人がいる」が50.0%台で高い。「とても親しく付き合っており、困ったときの相談など助け合う人がある」、または「親しく付き合っており、一緒にお茶を飲んだりする人がある」人は女性が24.1%で男性(13.1%)よりも11ポイント高くなっている。

② 地域活動への参加状況

- 地域活動への参加状況は、「特に参加していない」が46.3%で最も高くなっているが、参加している活動のなかでは、「自治会・町内会などの地域活動」が18.3%で最も高くなっている。「特に参加していない」は男性が48.2%で女性(44.4%)よりも4ポイント高くなっている。

③ 地域活動への参加に必要なこと

- 一般的に、男女がともに地域活動に参加するために必要なことは、「健康であること」が55.6%で最も高くなっている。また、「家事や育児、介護等を男女で分担することに

より、お互いが外に出られる条件をつくること」は女性が32.5%で男性（22.0%）よりも11ポイント高くなっている。

- 隣近所との付き合いの状況は、男女とも「あいさつや立ち話をする程度の人がいる」が50.0%台で高いが、女性は「親しく付き合っており、一緒にお茶を飲んだりする人がある」が男性よりも高い。
- 地域活動に参加している人は男女ともに多いが、特に男性が多い。
- 男女がともに地域活動に参加するために必要なことは、「健康であること」が最も多いが、「家事や育児、介護等を男女で分担することにより、お互いが外に出られる条件をつくること」と考える人が女性で多い。

（４）人権について

① DVの被害経験

- ・配偶者等からの暴力について経験したり、見たり聞いたりしたことがあるか尋ねたところ、多くの項目で「まったくない」が8割以上となっているが、被害、加害、見聞といった何らかの経験がある場合では、全体で「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」が22.1%となっている。DVの経験を内容別にみると、被害経験は、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」で、男女ともに他の暴力と比較して高いが、女性が9.9%で男性（4.3%）よりも6ポイント高くなっている。加害経験は、おおむね男性が女性を上回っており、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」は男性が5.9%となっている。見聞経験は、「殴る、蹴るなど」で女性が10.9%で男性（5.2%）よりも6ポイント高くなっている。

② DV被害の相談有無

- ・DV被害の相談有無については、「相談した」は女性が30.5%、男性が11.5%となっている。《相談しなかった》は女性が48.4%、男性が60.3%で、男性が女性より12ポイント高くなっている。

③ DV被害の相談先

- ・DV被害の相談先については、男女とも「友人・知人」が60.0%以上で最も高く、次いで「親族」となっている。

④DV被害を相談しなかった理由

- 相談しなかった理由は、全体で「相談するほどのことではないと思った」が41.1%で最も高いが、「自分にも悪いところがあると思った」は男性が31.9%で女性（9.7%）よりも22ポイント、「相談するほどのことではないと思った」も男性が46.8%で女性（37.1%）よりも10ポイント高くなっている。一方、「自分さえがまんすれば、そのままやっていけると思った」は女性が9.7%で男性（4.3%）よりも5ポイント、「恥ずかしくてだれにも言えなかった」も女性が11.3%よりも男性（6.4%）よりも5ポイント高くなっている。

⑤ DV防止や被害者支援のために必要な対策

- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援のために必要な対策は、「被害者の安全確保対策を充実させる」が66.5%で最も高く、次いで「被害者のための相談を充実させる」が63.7%、「法律による規制の強化や見直しを行う」が52.7%となっている。

⑥ 性的マイノリティの方への対応について

- 性的マイノリティの方への対応については、「必要だと思う」は女性が70.6%、男性が58.4%で男女とも最も高くなっている。性・年代別でみると、「わからない」は男女とも70歳以上で半数近くと高くなっている。

⑦ 性的マイノリティの方に対して必要だと思う取組

- 性的マイノリティの方に対して必要だと思う取組は、「市民や企業等に対して理解促進を図る」が77.2%で最も高く、次いで「学校や、市役所の窓口での対応の充実を図るため、教員や市職員に対して研修等の充実を図る」が66.2%となっている。

- 配偶者等からの暴力について経験したり、見たり聞いたりしたことがある人は少ないが、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」はなんらかの形で経験している人がほかの暴力と比較して多い。
- DV被害の相談はしなかった人が多く、「自分にも悪いところがあると思った」、「相談するほどのことではないと思った」は男性が多い。一方、「自分さえがまんすれば、そのままやっていけると思った」、「恥ずかしくてだれにも言えなかった」は女性が多い。
- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援のために必要な対策は、「被害者の安全確保対策を充実させる」が最も多い。
- 性的マイノリティの方への対応については、男女とも「必要だと思う」人が多く、必

(5) 男女共同参画の推進について

① 各分野の男女平等観

- 各分野の男女平等観は、《男性優遇》で“政治の場”（79.9%）、“社会通念・慣習・しきたりなど”（76.6%）、“社会全体として”（70.3%）が高くなっている。一方、《女性優遇》はどの分野も1割未満となっている。国（内閣府）と比較すると、「男女平等である」はすべての分野で小金井市が国を下回っている。《男性優遇》は“職場”で小金井市が64.2%で国（53.4%）よりも11ポイント高くなっている。一方、“自治会や地域サークルなどの地域活動の場”で小金井市が28.0%で国（34.7%）よりも7ポイント低くなっている

② 小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況

- 小金井市のこれまでの施策・取組で「知っている」はいずれも1割未満となっているが、「聞いたことがある」をあわせた《認知》でみると、“男女平等市宣言（平成8年12月に宣言）”（27.4%）、“男女共同参画講座（公民館）”（26.3%）、“こがねいパレット”（22.5%）、“小金井男女平等基本条例（平成15年施行）”（22.2%）、“不平等や差別に対する苦情・相談窓口”（20.9%）が2割台となっている。一方、「知らない」はいずれも7割以上となっている。

③ 男女共同参画に関わることばの認知状況

- 男女共同参画に関わることばで「知っている」は、各種ハラスメントが7割以上と高くなっている。《認知》でみると、各種ハラスメントは9割台、“男女雇用機会均等法”（84.5%）、“LGBT（性的マイノリティ）”（83.1%）、“育児・介護休業法”（80.2%）が8割台で高くなっている。一方、「知らない」は、“リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）”（72.6%）、“ポジティブ・アクション（積極的改善措置）”（72.0%）が7割台で高くなっている。

④ （仮称）男女平等推進センターの機能について

- （仮称）男女平等推進センターの機能については、「さまざまな活動をしている個人やグループの交流の場があること」が38.4%で最も高く、次いで「ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメント被害への支援」が36.4%、「講座やシンポジウムなどの事業の開催」が35.4%となっている。

⑤ 審議会等の女性委員比率について

- 審議会等の女性委員比率については、男女とも「適任であれば性別を問わなくてもよい」が高くなっている。

⑥ 施策要望

- 男女平等社会を実現するための市の施策として今後どのようなことが重要かでは、「子育て支援策の充実」が64.7%で最も高く、次いで「女性が働きやすい環境づくりの促進」

が60.9%、「学校で平等意識を育てる教育の充実」が55.7%となっている。平成28年調査と比較すると、全体で「学校で平等意識を育てる教育の充実」は今回調査が55.7%で平成28年調査（42.7%）よりも13ポイント、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発」も今回調査が40.2%で平成28年調査（30.7%）よりも10ポイント高くなっている。また、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発」は特に女性で今回調査が42.4%で平成28年調査（32.1%）よりも10ポイント高くなっている。

- 男女平等観は、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなど、社会全体で男性優遇と考える人が多い。
- 小金井市のこれまでの施策・取り組みを知っている人はすべて1割未満となっている。
- 男女共同参画に関わることは、各種ハラスメントを知っている人が多いが、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）やポジティブ・アクション（積極的改善措置）を知らない人は7割台が多い。
- 男女平等推進センター（仮称）に必要な機能は、「さまざまな活動をしている個人やグループの交流の場があること」と考える人が多い。
- 男女平等社会を実現するための市の施策として今後どのようなことが重要かでは、「子育て支援策の充実」が最も多くなっている。

3 第5次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

事業調査（6月実施）の結果を
ふまえて記述

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第5次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」とワーク・ライフ・バランス」の二つを重要なテーマとしてさまざまな取組を進めてきました。

1つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向や性自認等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

2つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、在宅による家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組みや、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものとなります。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

第3回審議会内容をふまえて記述

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

第3回審議会内容をふまえて記述

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

第3回審議会内容をふまえて記述

(仮称) 第6次男女共同参画行動計画案検討に係るスケジュール (案)

	開催日時	検討内容等
第3回 男女平等推進審議会	令和2年7月10日(金) 午前9時30分から	・基本的な考え方について ・体系案について (推進状況調査結果について)
第4回 男女平等推進審議会	令和2年8月24日(月) 午後2時から	計画骨子案について (推進状況調査・質疑確認)
第5回 男女平等推進審議会	令和2年10月8日(木) 午後5時30分から	・計画素案について ・市民懇談会の開催について (推進状況についての意見取りまとめ)
市民懇談会 (11月実施の場合)	(予定) 令和2年11月 日午後	・計画素案の説明 ・意見交換(実施方法について)
第6回 男女平等推進審議会	令和2年11月19日(木) 午前9時から	・計画素案について ・市民懇談会意見について (推進状況についての提言案検討)
パブリックコメント		・意見募集
第7回 男女平等推進審議会	令和3年1月・2月	・パブリックコメントへの回答案について ・計画案(最終)について (推進状況についての提言案検討)
パブリックコメント結果(意見と回答)の公表		
第8回 男女平等推進審議会	令和3年2月・3月	・計画答申案の確定 (推進状況に対しての提言の確定)



市長へ答申及び提言を提出

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性	
										①	②	③	④	⑤	⑥			
			② 人権・男女平等に関する講演会等の開催【重点施策】	(5)	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。	広報秘書課	「ひとりじゃないよ～院内学級の子どもたちが教えてくれた大切なこと」 参加者 90名	A	○		○	○			都の補助金を活用することで人気の高い講師を呼ぶことができ、今年度は満席となり、多くの人の人権意識啓発に繋がった。アンケート(79人回答)においても、77人の方が内容が良かったと回答している。 (前年度比) +3名	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。	
広報秘書課	実施なし	D											平成26・27年度の人権講演会において、集客効果を期待して人権作文コンテスト受賞者の表彰及び発表を合わせて実施したが、期待した結果が得られなかったこと、受賞者は東京都大会にて表彰及び発表の機会があることに加え、作文の内容によっては、市内という限られた区域での発表は個人情報保護の観点から相応しくないケースも想定されることから、29年度以降は実施しないこととした。	左記の理由により、今後は実施しない。				
広報秘書課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照																	
				(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	企画政策課	「映像の中の女性たち」をテーマに、メディアリテラシーの観点から、ディズニーアニメのヒロインが時代とともにどのように変化していったのか講演いただいた。 講師：国広洋子氏(武蔵大学名誉教授) 参加者 35人(女性25人、男性10人)	B	○	○					テーマ設定や講演タイトルがわかりやすく、参加者数が前年度より減少したが、毎年テーマを変えて様々な角度から男女共同参画の啓発を行うことができた。 (前年度比)参加者 50%(女性△20人 男性△15人)	集客を増やせるよう、テーマ設定やポスターデザインを工夫するなど周知方法を検討し、多くの市民へ男女共同参画の意識啓発をできるよう努めていく。	
				(7)	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員会による企画・運営する男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	企画政策課	市民実行委員10人による企画・運営で、第33回こがねいパレット「It's 笑(ショー) タイム!! 笑いで吹き飛ばせ 暮らしのモヤモヤ」を開催した。母娘漫才コンビの林家まる子さんと林家カレー子さんによる漫才を、笑いを交えながら男女共同参画に関する話題で披露いただいた。 市民実行委員数 10人 参加人数 38人(女性25人、男性13人) 賛同団体展示 12団体 記録集 400部(令和2年3月発行)	B	○	○				○	身近な話題をテーマにした漫才の中に男女共同参画の話があり、わかりやすく楽しみながら男女共同参画を考える機会となった。参加者数は前年度から減少したが、アンケートの結果では、「良かった」と回答した方が96%と満足度が高かった。また、初めてこがねいパレットに参加した37.9%の人に、男女共同参画の意識啓発を行うことができた。 (前年度比)市民実行委員 +1人 参加者 54.3%(女性△20人 男性△12人) 賛同展示団体 △2団体 記録集 前年同数	市民実行委員とともに毎年異なるテーマや内容を企画し、賛同団体の協力を得ながら男女共同参画の啓発を行っていく。	
				(8)	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課	市報「みんなのひろば」において、「男女平等に配慮した表現とメディア・リテラシー」と題した記事を掲載し、メディア・リテラシーの重要性及び人権が尊重され、多様な個性を発揮できるように普及・啓発を促した。また、男女共同参画シンポジウムでメディア・リテラシーに関する講演会を開催した。※再掲(6)	A	○						○	男女共同参画シンポジウムで、「映像の中の女性たち」と題するメディア・リテラシーに関する講演会を開催し啓発を行うことができた。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、引き続き市報を活用し広く市民に普及・啓発を図っていく。
				(9)	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室	携帯電話会社、警察等と連携し、セーフティ教室を実施するなど情報モラル教育を推進した。 全小・中学校 14校	B	○							ICT教育が進む中、授業等でも情報モラル教育を扱うことが増えてきた。 (前年比) 実施校 前年同様	情報モラルを指導する際にインターネットによる人権侵害、男女平等について扱うようにする。
			① メディア・刊行物等への配慮	(10)	表現ガイドラインの周知と活用	市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照										
						職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課	新入職員への新任研修及び庁内に「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」を行い、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」により市刊行物への適切な言葉や表現の使用について周知を図った。	B	○						○	前年と同様に新入職員及び庁内全課に対し、市刊行物への適切な言葉や表現の使用について改めて周知を行うことができた。	全庁に市刊行物に適切な言葉や表現を用いていくように継続して周知を図り、ガイドラインの活用を進めていく。

基本 目標	主要 課題	施策 の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性	
										①	②	③	④	⑤	⑥			
						・男女平等の視点を取り入れ、男女のバ ランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課	市報等にイラストや写真を掲載する際、男女平等の視点を取り 入れる。 月2回、1日・15日に発行。 令和元年度は1,572,300部発行 (平成31年4月15日号～令和2年4月1日号)	B	○						特段指定のあるものを除き、男女のバランスのとれたイラスト・ 写真を掲載することができた。	掲載内容の充実を図りながら、事業の 継続を図る。	
		② 人権尊重 における 相談対応 の充実		(11)	男女平等 に関する 苦情・相談 の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻 害する苦情、相談に対応します。	企画政策課	市報(年2回)及びホームページに男女平等に関する「苦情」・ 「相談」の窓口等の情報について掲載し、男女平等に関する苦 情処理のしくみを図解でわかりやすく周知した。 専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うこと ができる体制を整えている。	B					○		前年と同様に市報及び市ホームページを活用し周知を行い、相 談があった際に対応できる体制を整えた。	市報やホームページ等を通して周知を 継続し、公平に適切かつ迅速に処理で きる体制を維持していく。	
	(12)			人権侵害 等に対する 相談の実施	性による差別を含 む人権侵害を始め、市民の苦情・相 談を幅広く受け付け、人権問題の解 決等に努めます。	・人権・身の上相談、市民相談	広報秘書課	人権・身の上相談14回21件 市民相談 240回1,252件	B			○	○	○	○		相談事業を通じて個々の人権問題解決に寄与することにより、 人権意識の育成につながったと考える。 (前年度比) 人権・身の上相談 14回17件→14回21件 市民相談 244回1,246件→240回1,252件	実施内容の充実を図りながら、事業の 継続を図る。
							・女性総合相談	企画政策課	生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性 カウンセラーによる相談の場を年間59日177コマ提供し、ひとりで悩 むことなく相談を通して解決方法を見出していけるように助言等 を行った。 相談者の希望により面談または電話での相談を実施し、子ども の保育が必要な相談者には保育を利用できる環境を整えている。 市報、市ホームページ、情報誌等により、相談窓口の周知を 行った。 延べ相談件数119件 保育利用件数 8件	B					○		相談者延べ人数は減少となったが、相談者数は増加した。 相談体制及び周知方法は前年同様に行った。 (前年度比) 延べ相談件数 87.5% 保育利用件数 ±0件	市報・市ホームページや刊行物等とお し、できるだけ多くの方が利用できるよう 周知を行っていく。
										B					○		例年、利用件数が少ない。周知方法等の検討が必要。 (前年度比) 0件→0件	他市の状況、代替案の必要性等、総合 的に検討を行い事業継続の可否を判断 する。
		③ 多文化共生 のまちづくり		(13)	外国人相 談の実施	市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供な ど、専門の相談員による外国人相談を実施します。	広報秘書課	外国人相談0回0件	B					○	○			
	(14)			人権・平和 に関する 講演会等 の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。さまざま な視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共 生への理解を図ります。	広報秘書課	非核平和映画会「この世界の片隅に」上映 参加者129名 原爆写真パネル展 参加者407名(男238名、女169名) 横断幕掲出(市内5か所)7/10～8/14 原爆死没者への黙とう 平和行事参加の旅 参加6名(男4名、女2名) 小金井平和の日記念行事(新型コロナウイルス感染拡大防止 のため中止)	B	○				○		様々な事業を通じ、人権尊重や平和の尊さについて啓発するこ とができた。 (前年度比) 非核平和映画会 △21人 原爆写真パネル展 +13人 横断幕掲出 前年同様 平和行事参加の旅 △1人 小金井平和の日記念行事 △112人	実施内容の充実を図りながら、事業の 継続を図る。		
	(15)			国際理解 教育の推 進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や 習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室	オリパラ教育として国際理解を推進した。英語や外国語活動で 多様な文化や習慣をもつ外国について理解を深めた。 ALT派遣 全小・中学校14校 留学生交流会2校	B	○							外国語及び外国の文化や習慣への理解を深めることができた。 (前年比) ALT派遣 実施校 前年同様 実施時間 小学校+5時間 留学生交流会 前年同様	ALTの派遣時数のさらなる充実を図る。	
					・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体 験会等	コミュニティ文化課	国際交流として、昨年までと同様に日本語スピーチコンテスト (参加者45人)・うどん打ち体験会(34人)・子ども国際交流フットサ ル大会(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)・「外国 人おもてなし語学ボランティア」育成講座を2回開催した(第1回 参加者28人、第2回参加者35人)。	B	○							国際交流及び国際理解を推進する事業を実施し、市民の人権 意識の醸成につなげることができた。 参加者の前年度比は日本語スピーチコンテストが93%・うどん打 ち体験会が106%・「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講 座が96%となった。	参加者アンケートからも各事業の継続 を求める声が多く、今後も同事業の充 実を図りたい。(なお「外国人おもてなし 語学ボランティア」育成講座は、東京都 が東京五輪にむけて主催し、各市で実 施していた事業であり、令和元年度で終 了予定である。)	

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性			
										①	②	③	④	⑤	⑥					
				(16)	人との交流の推進	の各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。 ・生活日本語教室、国際理解講座等	公民館	○青年国際交流事業「生活日本語教室」年間39回、延べ参加者1,242人 ○国際交流事業「不思議な国ネパール」4回、受講者数26人(男性7人、女性19人)、延べ参加者80人 ○市民講座「多文化共生とは?～グローバル社会で外国人と共存するには?～」2回、受講者数21人(男性9人、女性12人)、延べ参加者37人	A						○	外国人の男女が日常生活に必要な日本語の習得支援を行った。気軽に参加可能な場を提供し国際交流の推進と異文化へ触れる機会が作れた。 (前年度比) 生活日本語教室 延べ参加者数80% その他の講座 延べ参加者数170%	引き続き日常生活に必要な日本語の学習や各種イベントを開催し、公民館を活用した国際交流事業を継続して実施する。			
2	男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)	① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進	(17)	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び小・中学校に勤務する職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	職員課	平成26年度の新任研修から男女共同参画の科目を新設し、新入職員向けの研修を実施している。また、毎年度、市町村職員研修所で開催している男女共同参画形成研修に入所2年目の職員を派遣している。	B	○							男女共同参画の意識向上を図るため、新入職員9名に対し新任研修を行い、また、2年目職員及び未受講者8名を市町村職員研修所へ派遣し、理解を深めた。	今後も研修を継続していくとともに、時代背景に合わせた研修内容となるように適宜検討していく。		
							指導室	教職員に対して、人権に関わる研修を実施した。初任者研修会15人、人権教育推進委員14人	B	○							人権教育推進委員会を年間4回実施し、人権尊重教育推進校発表(小金井第一小学校)には、市内多くの教員が参加した。 (前年度比) 参加者 初任者△8人 推進委員 前年同様	人権教育推進委員会を通じて、男女平等教育についての正しい理解を図っていく。		
				(18)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。	指導室	各学校における人権教育プログラムに基づいた男女平等教育の推進、人権教育推進委員に対する研修を実施した。人権教育推進委員14人×4回実施	B	○							各学校の人権教育推進計画に基づき、各教科、特別活動で扱った。 研修会を通して教員の意識の向上が図られた。 (前年度比) 実施校 前年同様	市教委主催の様々な教職員研修の中で、男女平等の視点を含む人権教育を推進していく		
							指導室	教務主任研修会において、男女平等の視点に立った、主体的に進路選択するための望ましい勤労観・職業観に関わる研修を行った。 教務主任研修会 年1回実施	B	○							固定的な性別役割分担にとらわれない勤労観・職業観の育成を行うことができた。 (前年度比) 教務主任研修会 前年同数	職場体験学習におけるキャリア教育を推進する。		
							指導室	進路指導主任研修会において、主体的に進路選択するための望ましい勤労観・職業観に関わる研修を行った。 進路指導主任会 年1回実施	B	○							固定的な性別役割分担にとらわれない進路指導を行うことができた。 (前年度比) 進路指導主任会 前年同数	性別にとらわれることなく、能力・適性を生かした適切な進路指導の充実を図る。		
				(2)	生涯を通じた男女平等教育の推進	① 家庭における教育・学習の推進	(19)	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。 ・平日コース及び土曜日コースの実施	健康課	両親学級 令和元年度実績 実施回数:平日コース(年4回)・土曜日コース(年5回) 平日コース:参加実人数68人(女性:38人、男性30人) 土曜日コース:参加実人数255人(女性:131人、男性124人)	B	○	○	○				平日コース参加人数前年比63% 土曜日コース参加人数前年比72% 2コース共に参加人数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月分が中止となり、前年度を下回ったが、女性に対する男性の参加比率については前年度89%に対し、今年度91%と上昇した。	ニーズの高い土曜日コースの定員拡充を図り、両親で参加しやすい環境を整える。また、家庭において、共に子育てに関わっていただけるよう支援する。
							(20)	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。	子育て支援課	エンジェル教室 年21回(2日間コース) 参加者 保護者 361人 子ども 347人 ※新型コロナウイルスの影響にて2月1回分、3月を中止 カルガモ教室 年12回(3日間コース) 参加者 保護者 129人 子ども129人	B	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 新型コロナウイルスの影響で中止したこともあり利用者が減少となっている。 (前年度比)参加者減(△15～19%)	初めての親子教室となることが多く、知識のみならず、交流、仲間づくりにつながり満足度の高い事業であり今後も継続実施する。なお、父親参加について市報等で周知しているが、残念ながら参加はない。引き続き周知するとともに父親向け講座など参加の機会を補っていききたい。
							(21)	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。	生涯学習課	各小中学校PTAに委託し、家庭教育学級を実施した。小中学校12校において、性別にとらわれない家庭環境づくりや家庭教育の諸問題、子どもの健康、遊び、文化等についてのテーマをもとに企画・実施した。 参加者 2,398人	B						○	家庭教育学級を実施することにより、家庭と学校・地域が密接な連携を保ちつつ、児童・生徒のより良い教育環境づくりと人間性豊かな子どもの育成を図ることができた。 (前年度比)参加者 △384人	今後も保護者、学校の協力を得ながら、事業の実施に向け取り組んでいく。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性	
										①	②	③	④	⑤	⑥			
			② 地域・社会における教育・学習の推進	(22)	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえたさまざまな講座や学習機会を提供します。	公民館	○障害者青年学級「みんなの会」年間22回、学級生45人(男性20人、女性25人)、延べ参加者671人 ○男女共同参画講座「歴史を作った女性たち～ココ・シャネルと津田梅子の生涯～」2回、受講者数35人(男性4人、女性31人)、延べ参加者58人 ○「認知症カフェ」22回、延べ参加者360人(男性124人、女性236人)	B	○	○	○	○	○	○	男女平等、人権意識、差別解消を育む学習の場の提供が図られた。 (前年度比) みんなの会 延べ参加者数88% 男女共同参画講座 延べ参加者数89% 認知症カフェ 延べ参加者数89%	今後も継続して実施する。	
				(23)	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。	生涯学習課	市民の方が主催する学習会などに、要請に応じて市役所職員等が出向き説明をする「出前講座」を24回実施。	B								前年に比べ、実施回数は減っているが、毎年ご依頼いただいている団体もある。 (前年度比)実施回数 △6回	市報等でPRを行い、学習の場の提供等を引き続き行う。
							・市民がつくる自主講座(男女共同参画部門)の開催	公民館	「子育て 仕事 保育園えらび」参加者8人(女性8人) 「子育て中の家族のための家事と家計の講座」2回、延べ参加者24人(女性24人) 「ココロと身体で感じる子育て」2回、延べ参加者37人(女性37人) 「ドイツ・スウェーデンの子ども達の話」2回、延べ参加者42人(男性17人、女性25人) 「小金井の街から知ろう変えよう『女性と子どもの生きづらさ』」2回、延べ参加者53人(女性53人) 「対話を大切に作る国デンマークで学生が学んだこと」参加者8人(女性8人) 「これいいね！日本の食卓」3回、延べ参加者55人(男性2人、女性53人)	C	○	○	○	○	○	○	事業承認後に辞退した団体があったこと、新型コロナウイルスによる講座が中止になったこと等が影響して前年度のレベルを大きく下回ってしまった。 (前年度比) 延べ講座回数 65% 延べ参加者数 38%	当講座の趣旨を広く市民に周知するため、説明会は複数回実施した。今後とも目的に沿った講座となるよう継続して支援していく。
3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1) 暴力の未然防止の意識づくり	① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見	(24)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照											
					・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた啓発パネルの展示	企画政策課	国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、市役所第二庁舎において「DV防止普及啓発パネル展」を2週間開催した。DV防止普及啓発パネルの設置や国、都、市などで作成しているポスターやリーフレットの展示・配布を行った。	B			○	○	○	前年度と同様の期間、内容で開催した。来庁者及び職員に対しDV防止の啓発を行うことができた。	「DV防止普及啓発パネル展」の開催を継続し、引き続きDVの理解、DV防止の啓発を行っていく。			
			(25)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照											
			(26)	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業などさまざまな機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	健康課	妊婦面談 令和元年度実績 726人 妊婦面談率78.3%(妊娠届1,032人) 乳児全戸訪問事業で指導員等が家庭訪問した際や乳幼児健診で、アンケートの実施や聞き取りを行った。支援が必要な事案については関係機関と連携し支援方針の検討を実施。 令和元年度訪問延べ件数:2,487件	B				○	○	2月あたりより新型コロナウイルス流行により、面談希望が減少。また早めの里帰りも増加したことにより、昨年度の妊婦面談率は79.3%であったのに対し、今年度は78.3%と少し減少した。	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも面談の機会を提供し、だれもが安心して出産できるように、継続して実施していく。			
		子育て支援課		要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議年1回、実務者会議年4回、個別ケース会議年55回、要保護児童対策地域協議会研修会年1回	A				○	○	要対協機関に前年度に引き続き、1機関加わり、地域ネットワークの充実を図った。また各種会議を開催し、各機関に対し児童虐待防止に関する共通認識や周知を図り、連携を密にして早期発見や支援などを実施することができた。 (前年度比)要対協機関 1増	各機関が主体的に対応ができるよう日々の関わりの中で密に連携するとともに、要保護児童対策地域協議会の場を活用し、面前DVを含めた児童虐待の早期発見・早期対応ができるよう事例検討など行う。						

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性			
										①	②	③	④	⑤	⑥					
			② 若い世代への啓発・教育の推進 【重点施策】	(27)	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	指導室	各学校で人権教育プログラムに基づいたハラスメントについて児童・生徒に指導した。	B	○						前年同様に全小・中学校で、人権教育プログラムを活用した指導が行うことができた。	児童・生徒へ人権教育を継続して行い、人権についての正しい理解を図っていく。			
				(28)	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。	・「知っておきたいデートDV」(リーフレット)のホームページによる啓発	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照											
							・成人式におけるDV相談等の案内配付	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照											
	被害者支援の推進	① 安全確保と自立支援の実施	(29)	被害者の安全確保のための関係機関との連携	庁内関係各課及び警察等関係機関との連携した安全確保に努めます。また、民間シェルター※[5]へ財政的支援を行い、被害者の自立支援を推進します。	企画政策課	DV等被害者の安全確保のため、警察や庁内関係各課と連携し対応した。 また、小金井市緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱に基づき、民間シェルターへ財政的支援を行った。	B				○	○		○	前年度と同様に民間シェルターへの財政的支援によって、被害者の支援及び生活の安定を図ることができた。 (前年度比)補助金額 前年同額	被害者が安全で安心して生活できるよう、避難できる施設の提供及び自立に向けたサポートなどを行う民間シェルターを引き続き支援していく。			
(30)			被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	DV等被害者等からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置を実施した。 DV等被害者支援の連携強化のため庁内関係各課との情報交換会及び東京ウィメンズプラザの出席講座「DV基礎研修」を開催した。 情報交換会の開催 1回	A					○	○		○	毎年開催している情報交換会で、令和元年度は「DV基礎知識」についての研修を実施した。 また、庁内の関係課と連携して、被害者の支援及び生活の安定を図るための意識の共有と理解促進を図ることができた。 (前年度比)情報交換会の開催 前年同数	関係機関、庁内の関係各課と連携し、被害者支援に必要な支援を行っていく。			
								市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。	B						○		支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。	
					(31)	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課	関係機関及び庁内関係各課と連携しDV被害者へ必要な支援や自立に向け、情報提供を行った。 庁内関係各課との情報交換会において、情報の共有を図った。 情報交換会の開催 1回 ※再掲No.30	B					○	○		○	庁内関係各課との情報交換会により各課との連携を確認し、DV等被害者への必要な支援や情報提供を行うことができた。	関係機関、庁内の関係各課と連携し、被害者支援に必要な支援を行っていく。
					(32)	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	・保育に関する支援	保育課	児童相談所及び子ども家庭支援センターと連携し、保育所入所及び在園している要保護児童への支援を行っている。	B				○	○		○	待機児童が多い中、出来る限り入所への配慮を行うとともに、在園している要保護児童についても連携しながら支援を行っている。	各課がどのような対応が可能なのか、関係各課同士で共有する必要がある。行政全体として、どう支援が出来るか専門知識を持った職員の育成が課題。
			・就学等に関する支援	学務課				支援が必要な家庭から相談があった場合は、速やかに就学できるように手続を行った。また、市内の各小中学校と情報を共有したことで、連携ができた。	B							○	○	支援体制を整備しており、適宜対応できた。	今後も関係機関と連携して、適宜対応していく。	
				指導室				校長に対し、校長会等で、要保護児童への支援について、対応法と理解を深めた。子ども家庭支援センターと連携し、要保護児童の就学相談を行った。 就学相談 年6回実施	B	○						○	○	保護者の希望を踏まえ、相談所も関わりながらよりよい進路を検討している。 (前年比) 実施回数 前年同様	要保護児童の情報を関係機関とスクールソーシャルワーカーが連携していく。	

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性			
										①	②	③	④	⑤	⑥					
		(3)	① 相談体制の整備・強化	(33)	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課	女性総合相談を実施し、女性の抱えるさまざまな悩みを相談できる環境を整えるとともに、民間支援組織等の情報を相談者へ提供し、また、市ホームページにおいて周知した。 延べ相談件数119件 ※再掲No.12	B			○	○		○	カウンセラーによる相談を通して課題解決の方向性を見い出すなど、相談者の支援を行うことができた。民間支援組織等の情報を相談者に提供し支援に繋ぐことができた。 (前年度比) 延べ相談件数 87.5%	さまざまな機会を利用し女性総合相談の周知を行い、悩みを抱える相談者の支援に努めていく。民間支援組織等の情報収集に努め、相談先の周知、ハラスメント等防止の啓発を行っていく。			
				(34)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照												
				(35)	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVIに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課	関係機関が開催したDVIに関する研修会等に参加した。 参加者延べ 1人	B				○		○	研修等への参加及び東京都等からの提供される情報を通してDVIに関する知識・動向を把握することができた。	研修会等への参加及び情報収集に努め、DVIに関する動向の把握及び相談能力の向上を図っていく。			
			② 連携体制の充実	(36)	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課	関係機関情報交換会において、都、警察、他市と配偶者からの暴力等による被害者の支援等について情報共有を図った。男女共同参画施策推進行政連絡会議等にて関係各課へ情報提供を行った。	B				○		○	関係機関や関係各課との連携を図り、情報提供や被害者保護の必要性や共有を図った。	今後も関係機関・団体等と連携を図り、適切に被害者への支援を行うことができるよう、支援体制を充実させていく。			
				(37)	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課	国や都からの情報を通じて、都内の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集を行った。	B				○		○	情報誌、電子情報から、様々な情報を収集し、配偶者暴力相談支援センターの状況及び情報を把握することができた。	今後も継続して、配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究を続けていく。			
			4	ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)	① ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の推進	(38)	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	ストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 庁内関係各課との情報交換会において、被害者の個人情報保護の支援、相談先や庁内の連携について周知を図った。	B			○	○		○	関係機関、庁内関係各課と連携し支援措置を実施することにより、被害者の個人情報の保護を行った。また、庁内において被害者の個人情報保護の徹底について周知することができた。	継続して関係機関、庁内関係各課と連携しながら支援措置を実施し、被害者の個人情報の保護を支援していく。
									市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 ※再掲No.30	B				○		支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。		
(39)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。			企画政策課	男女平等に関する「苦情」・「相談」の窓口を設置し、男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えた。女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性カウンセラー相談を実施した。市報及び市ホームページ等を利用し、ハラスメントへの苦情処理窓口及び女性相談の窓口について周知を図った。 苦情処理窓口相談件数 0件 延べ相談件数119件 相談者数 54人 ※再掲No.12	B			○	○		○	男女平等に関する「苦情」・「相談」に対応・支援できる体制を整えることができた。市報や市ホームページでの周知を行ったが、苦情処理窓口への相談は0件であった。女性総合相談では、相談内容に応じて他部署や関係機関の情報を提供することができた。 (前年度比) 苦情処理窓口相談件数 ±0件 延べ相談件数 87.5% 相談者数 125.6%	市民の苦情処理に対応するため今後も相談できる体制を整えていくとともに、女性総合相談についても周知に努めていく。					
				広報秘書課	人権・身の上相談の実施	人権・身の上相談14回21件 ※再掲No.12	B		○	○	○		○	人権をめぐる様々な相談を通じて個々の人権意識を高めることにより、ハラスメント防止及び啓発につながったと考える。 (前年度比) 人権・身の上相談 14回17件→14回21件	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。					

基本 目標	主要 課題	施策 の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性	
										①	②	③	④	⑤	⑥			
			実			・市ホームページ等による関係法令等の 周知	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照										
						・虐待防止、権利擁護に関する啓発	介護福祉課	高齢者虐待の防止、早期発見、被虐待高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、ネットワークを構築している。虐待の防止から、個別支援に至る各段階で関係機関と連携し、多面的な支援を実施する。また、高齢者の権利擁護に関する啓発活動を行い、虐待等の権利侵害の防止や早期発見を促進させる。その他、施設虐待に対応する。高齢者虐待に係る延べ相談件数：978件	B				○		○	虐待ケースあるいは虐待のリスクがあるケースに対し、各関係機関が連携して支援を実施している。本人及び養護者(もしくは施設)に対する働きかけにより、虐待状況やリスクの改善を図っている。 (前年度比)高齢者虐待に係る延相談件数：△194人	継続して高齢者の権利擁護を推進し、関係者に連携を呼び掛ける。	
				(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。													
						・要保護児童対策地域協議会の開催	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議年1回、実務者会議年4回、 個別ケース会議年55回、 要保護児童対策地域協議会研修会年1回 ※再掲No.26	A					○		○	要対協機関に前年度に引き続き、1機関加わり、地域ネットワークの充実を図った。また各種会議を開催し、各機関に対し児童虐待防止に関する共通認識や周知を図り、連携を密にして早期発見や支援などを実施することができた。 (前年度比)要対協機関 1増	各機関が主体的に対応ができるよう日々の関わりの中で密に連携するとともに、要保護児童対策地域協議会の場を活用し、面前DVを含めた児童虐待の早期発見・早期対応ができるよう事例検討など行う。
						・高齢者虐待防止専門ケア会議の開催	介護福祉課	開催なし	D								対象となるケースが発生しなかったため、開催されなかった。	継続して、相談業務を実施していく。
						・障害者虐待防止センターの運営	自立生活支援課	相談・通報の連絡先として24時間体制での小金井市障害者虐待防止センターを設置している。	B					○		24時間体制で相談・通報の連絡を受けることにより、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することに努めている。	今後も、虐待防止対策の推進を図っていききたい。	
5	生涯を通じた心と身体の健康支援	(1) 女性のライフステージに応じた健康	① 母子保健事業等の推進	(41)	妊娠届出・母子健康手帳交付	妊娠届を提出した際に、母親の妊娠中の健康状態と出産後に赤ちゃんの健康状態を記録するための母子手帳を交付します。	健康課	令和元年度実績 妊娠届出数：1,032件 母子健康手帳交付：1,039件	B			○	○			妊娠届出数前年比 94% 母子健康手帳交付前年比 93%	妊娠届出により、妊娠中の健康状態と出産後に赤ちゃんの健康状態を記録するため、継続していく。	
						・妊婦健康診査	健康課	令和元年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦健康診査 1回目：884人 ・妊婦健康診査 2～14回目：8,825人	B				○	○		妊婦健康診査1回目前年比 83% 妊婦健康診査2～14回目前年比 81% コロナウィルス感染拡大防止策として、里帰り健診が増加した。	母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を継続していく。	

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性			
										①	②	③	④	⑤	⑥					
		健康づくり		(42)	各種健(検)診、保健指導等の充実	妊婦に対し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。	健康課	令和元年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦超音波健康診査:841人 ・妊婦子宮頸がん健診:870人 ・新生児聴覚検査:644人	B			○	○			妊婦超音波健康診査前年比 81% 妊婦子宮頸がん健診前年比 85% 新生児聴覚検査前年比 208% 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、里帰り健診が増加した。 また、新生児聴覚検査は、令和元年度から、都内医療機関でも受診可能になったため、受診数が増加した。	母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を継続していく。			
						健康課	令和元年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦歯科健康診査:139人(16回) ・産婦健康診査:1,009人	B			○	○			妊娠・出産期にある女性の健診事業を充実させ、母子の健康管理を行うことに努めた。 (前年度比) ・妊婦歯科健康診査:△42人 ・産婦健康診査:△21人	母子保健補に基づき、今後も事業を継続し、安定した妊娠期及び産後を過ごせるよう支援する。				
					(43)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照											
					(44)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照											
(2)	性差や年代に応じた心と体の健康づくり	①健康づくりの推進	(45)	各種健(検)診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健(検)診等を実施します。	・特定健診、特定保健指導	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、24条に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から健康診査等を実施した。 令和元年度特定健診受診者数 男性:3,340人女性:4,688人 令和元年度後期高齢者健診受診者数 男性:2838人 女性:4,628人	B				○	○	○	関係各課との調整により年齢、内容により受診券の色を分け、利用方法についてのパンフレットを作成、送付した。 また、ポスター及びチラシを市内公共施設等で配布・掲示を行った。 (前年度比) 特定健診受診者数 男性96.1% 女性:95.1% 後期高齢者健診受診者数 男性:98.5% 女性:100.0%	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、引き続き事業実施する。			
						・集団健康診査	健康課	特定健診等の対象とならない市民に対して、集団健康診査を実施した。 令和元年度実績 35～39歳 10人(女性8人、男性2人) 40歳以上の医療保険未加入者、切替者及び障がい者 114人(女性58人、男性56人) 16～39歳で心身に障がいのある者 52人(女性22人、男性30人)	B			○		○	市報・ホームページで周知を図った。医療保険未加入者及び障がい者施設には健診案内を送り受診率の向上に努めた。 【前年度対比】 35～39歳 52.4%減 申込数が少なかったため。 40歳以上の医療保険未加入者、切替者及び障がい者 1%増 16～39歳で心身に障がいのある者 4%増	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、健診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。				
						・各種がん検診(子宮がん検診、乳がん検診等)	健康課	女性の健康保持及び増進を図るため、子宮がん検診及び乳がん検診を実施した。 令和元年度実績 子宮頸がん検診受診者数 2,475人 子宮体がん検診受診者数 189人 乳がん検診受診者数 2,184人	B			○			市報・ホームページで周知を図った。 罹患率の高い年齢層の市民に勧奨通知(両がん検診併せ送付対象者約18,000人)を、さらにその中の未受診者に再勧奨通知(両がん検診併せ対象者約15,000人)を送付したほか、特定健診及び後期高齢者健診の案内に申込ハガキを同封して、受診勧奨を図った。 【受診者数前年度対比】 子宮頸がん検診 99.0% 子宮体がん検診 87.5% 乳がん検診 117.2%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。				

基本 目標	主要 課題	施策 の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
										①	②	③	④	⑤	⑥		
						・骨粗しょう症検診	健康課	骨粗しょう症予防のため、35～70歳の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施した。 平成30年度実績 受診者数 70人	B							市報・ホームページで制度の周知を図った。また、有職者でも受診しやすいように土曜日に実施した。 (前年度比)57.4%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
				(46)	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	健康課	市民の健康保持・増進のため、疾病予防の健康相談、保健指導を実施した。 また、健康相談の一環として、健康に対する意識を高めるために、健康講演会を実施した。 ○令和元年度実績(健康相談) 相談実施回数 5回 相談延人数 17人 ○令和元年度実績(健康講演会) 実施回数 医科・6回、 歯科・2回、 延参加人数 123人	B						年々参加者が減っているため、実施回数を減らして実施した。また、小金井市医師会に委託を行い、土曜日に健康講演会を実施することで、平日に参加することが難しい市民も参加できるようにした。 【前年度対比】 健康相談 41回113人→5回17人 健康講演会 実施回数 △1回(新型コロナウイルスによる中止) 延参加人数 133人→123人 参加人数が20人以上は、「胃がん大腸がん」「動脈硬化」「肩こり腰痛」「糖尿」をテーマにした講演であった。	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な診療科目の医師の相談を継続することで、健康づくりを支えて行く。健康講演会は各年代や性差に応じて、その都度広く市民の興味関心が高い内容で実施していく。	
				(47)	健康手帳の交付	各種健(検)診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	健康課	各種健診(検診)の記録、その他健康保持に必要な事項を記載し、自らの健康管理と医療の確保に役立てることを目的として、40歳以上の市民で希望する方に健康手帳を交付した。	B						ホームページから書式をダウンロードし、必要なページを自宅等でプリントアウトできるよう利便性向上を図った。	気軽に利用してもらえるよう、ホームページからのダウンロードによる利用を周知していく。	
				(48)	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。	健康課	地域救急医療対策の一環として、病医院の休診日にあたる休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保している。 令和元年度実績:休日数76日 実績(準夜含む。) 医科:医療機関数380か所 総患者数10,252人 歯科:医療機関数76か所 総患者数482人	B						市報・ホームページ等で制度の周知を行った。医療機関と連携し、休日・準夜における診療体制を確保し、地域医療体制を維持することができた。 (前年度比) 医科:医療機関数+18か所 総患者数+1,009人 歯科:医療機関数+3か所 総患者数+143人	今後も継続的に実施し、安心感を得て充実した生活を送ることができる環境づくりを図る。	
				(49)	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。	健康課	妊産婦・乳幼児から成人まで各段階に応じて生活習慣を改善しながら「食」を通して、生活の質の向上を目的に各種事業を実施した。 令和元年度実績 栄養個別相談:実施回数12回 相談延数:乳幼児31件、成人26件、妊婦6人 栄養集団指導:実施回数6回、参加延人数68人	B						栄養個別相談は、個々に応じた指導・助言を行ったが、近年実施を待たずに、電話での個別相談が増えているため、前年を下回った。 栄養個別相談:実施回数11回 相談延数:乳幼児31人→7人 成人26人→1件、妊婦6人→1人 栄養集団指導:実施回数6回、参加延人数68人→78人	市民の食生活を促進するためにも、個別対応での相談を支えて行く。	
				(50)	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり	60歳以上の市民を対象に、体力維持とスポーツ習慣の定着を目的とした「いきいき健康スポーツ教室」を実施します。	生涯学習課	参加者減により事業の見直しを図り、「いきいき健康スポーツ教室」事業廃止 (平成30年度:全9回 参加者数16人)	D						参加者減により事業の見直しを図り、「いきいき健康スポーツ教室」事業廃止	シニア世代の体力維持とスポーツ習慣の定着に繋がる事業を検討していく。	
				(51)	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。	自立生活支援課 【令和2年度から健康課へ事務移管】	自身で心の状態が把握でき、また、自身の悩みを解決できる相談先を提供することができる、メンタルチェックシステムを構築し、運用を行っている。 令和元年度アクセス数 17,996件	B						メンタルチェックシステムを利用する市民の方は一定数おり、常に需要はあると思われる。 (前年度比) △11%	障がいのある方だけでなく、全ての市民の方の必要とする正しい相談先に繋ぐきっかけ作りや、その入り口が重要であると思われる。今後もメンタルチェックシステム等の事業を継続していきたい。 【令和2年度から健康課へ事務移管】	
						・ゲートキーパー※[7]養成研修	自立生活支援課 【令和2年度から健康課へ事務移管】	ゲートキーパー養成研修について職員を対象に実施し、市民の方から相談があった場合には適正な対応、相談先に繋ぐことができるような体制作りを努めた。また、市民向けの研修も実施した。 令和元年度 職員参加人数 32人 市民参加人数 22人	B						ゲートキーパー養成研修を開催し、出席した職員へのアンケートでは32人の中で22人が「職場で活かそうである」と回答している。 (前年度比) 職員参加人数 29人→32人 市民参加人数 46人→22人	令和2年度から実施される自殺対策計画に基づき、職員、市民等により、自殺のサインに早期に気づき、対応できるよう今後もゲートキーパー研修等の事業を継続していく。 【令和2年度から健康課へ事務移管】	
						・相談先の周知	自立生活支援課 【令和2年度から健康課へ事務移管】	※別紙「配布・配架等一覧表」参照									

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
										①	②	③	④	⑤	⑥		
			②健康と性に関する学習・啓発の充実	(52)	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に糖尿病予防教室を実施した。 また、高齢期における健康的な生活習慣を周知、指導するため、集団方式による「いきいき健康教室」を開催し、市民の健康保持及び生活習慣病の予防を図った。 令和元年度実績(延人数) 糖尿病予防教室 1回 参加数 22人 糖尿病予防教室【復習会】 2回 参加数 25人(調理・運動) いきいき健康教室 1回 参加数 16人	B							糖尿病予防教室(1・2回)参加数前年比 72人→47人65% 理由:申し込み数は例年同等でしたが、開催日の数日前から当日まで猛暑が続き、キャンセルが相次いだため いきいき健康教室(1回)参加数前年比35人→16人46%(新型コロナウイルスで年2回から1回に縮小したため)	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な内容で健康づくりを支えて行く。
健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に骨粗しょう症予防といった疾病に応じた教室を開催した。保育もおこなったため、子連れの方も参加しやすい環境を提供できた。 令和元年度実績(延人数) 骨粗しょう症予防教室 2回 参加数 29人	B										参加数前年度比 107% 定員20人に対し、キャンセル待ちが出る程の盛況ぶりであった。	市民の健康増進のため、今後も継続する。				
健康課	平成29年度で事業終了。	D										平成29年度で事業終了。	平成29年度で事業終了。				
健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に、メタボリックシンドローム予防教室として「親子健康教室」「体組成測定でボディメイク教室」を開催した。 「親子健康教室」は、メインターゲットを健康に関する意識の低い30・40代の男性とし、対象者が教室に参加しやすくするために、「親子健康教室」という名称で、父親と子供(小学生)と一緒に調理実習や運動をしながら健康について学べる教室とし、正しい生活習慣の普及や健康意識の改善を図った。 「体組成測定でボディメイク教室」では、メタボリックシンドローム予防に加えて、女性の健康といった視点での講義もおこない、さらに保育もおこなったため、子連れの方も参加しやすい環境を提供できた。 令和元年度実績(延人数) 親子健康教室 1回 参加数 20人 ボディメイク教室 1回 参加数 18人	A										幅広い年代の参加があった。 父親と子供(小学生)と一緒に調理実習や運動をしながら健康について学べる機会になった。	市民の健康増進のため、今後も継続する。				
			(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照										
			(54)	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	指導室	学習指導要領に則り、保健分野において健康と性に関する指導を行った。 薬物乱用防止教室を全校で実施した。	B	○						全小・中学校14校で、発達段階に応じて指導を行った。 (前年比) 実施校 前年同様	都教委作成の教材等を活用し、指導の充実を図る。	
6 困難を抱えた	(1) 各家庭の状況	① サポート支援が必要な家	(55)	要支援家庭への子育て支援事業の充実	援助が必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業 利用者数 45人 養育支援訪問事業 利用者数9人 育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 14人 養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 27人	B		○	○	○			産後2か月以内またはその後において、家事・育児の支援が必要な家庭に育児支援ヘルパー・養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比) ヘルパー利用者数 産後107%、養育98%	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部の研修を積極的に受講し、今後も市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。	

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性	
										①	②	③	④	⑤	⑥			
	女性等が安心して暮らせる環境の整備	等に応じた支援	庭への各種サ	(56)	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事支援サービスを提供します。	子育て支援課	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 4世帯実施	B		○	○					家事または育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に対してヘルパーを派遣することにより、就労との両立支援を行った。 (前年度比) △1世帯	ひとり親家庭の生活と就労の両立に必要な事業であり、今後も継続して実施する。
				(57)	生活困窮者自立相談支援事業の実施	小金井市自立相談サポートセンターにおいて、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	地域福祉課	生活困窮者の複合的な課題に対応するため、支援計画を策定し、関係機関と連携して経済的自立に向けた支援を行った。 新規相談受付件数170人 支援計画策定件数 67人	B			○				関係機関との連携により、生活困窮者の自立に向けた支援を行うことができた。 (前年度比)新規相談受付件数△20人 支援計画策定件数△4人	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行っていく。	
				(58)	「女性総合相談」の充実	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	企画政策課	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性カウンセラー相談を実施した。 必要に応じて他の相談機関や制度等について情報提供を行った。 延べ相談件数119件 相談者数 54人 ※再掲No.12 保育利用件数 8件	B			○	○	○	○	相談内容に応じた情報提供等をカウンセラーを通して行うことができた。 必要に応じ関係機関の紹介や他部署へ繋ぐことができた。 延べ相談件数は減少したが、相談者数は増加し、より多くの女性から相談を受けることができた。 (前年度比) 延べ相談件数 87.5% 相談者数 125.6% 保育利用件数 ±0件	相談に必要な関係機関や制度についての情報をカウンセラーと共有し、相談者に応じて情報提供を行っていく。 市報及び市ホームページ等とおし、女性総合相談の周知を行っていく。	
				(59)	「ひとり親・女性相談」の充実	さまざまな問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズに見合った社会的自立を支援します。	子育て支援課	就労支援の充実 子ども家庭支援センターとの連携強化 プログラム策定員による相談 プログラム策定件数 0件 ハローワークとの連携強化 母子・父子自立支援員相談件数 1,107件	B			○	○			経済上、生活一般に関する相談に対して、関係各課と連携しながら、自立に向けた指導と助言を行った。 プログラム策定件数については、平成27年4月にマザーズハローワーク立川が開設され、市を経由することなくハローワークを利用する人が増えたことから、減少傾向にある。令和元年度の件数は0件となったが、これは就労支援の迅速化と相談者の負担軽減を図るため(本事業の実施要件として、2回以上の面接と複数の申込書提出が必要となる)、就労関係の相談があった場合に、迅速にハローワーク等につないだ結果である。なお、相談内容が就労支援以外にも及ぶ場合は、迅速にハローワーク等につなぐこととは別に、ニーズに合わせたきめ細やかな相談支援を行っている。 母子・父子自立支援員相談件数については、統計カウント方法の見直しを行ったことにより前年度減となった。	母子及び父子並びに寡婦福祉法、売春防止法で設置を義務付けられており、法の改正等を注視しつつ、適切に事業を継続して実施していく。	
				(60)	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。	広報秘書課	市民相談 240回1,252件 人権身の上相談 14回21件 外国人相談 0回0件 法律相談 101回530件 税務相談 24回130件 相続等暮らしの書類作成相談 12回58件 建築登記表示登記相談 10回41件 行政相談 12回20件 交通事故相談 11回13件 年金・労務・成年後見制度相談 12回11件	B			○	○		○	今年度より、年金・労務・成年後見制度相談を新に実施した。様々な相談事業を介し、男女平等意識や人権意識がはぐくまれたと考える。 (前年度比) 市民相談 △4回+6件 人権身の上相談 ±0回+4件 外国人相談 ±0回±0件 法律相談 △1回△14件 税務相談 ±0回+1件 相続等暮らしの書類作成相談 ±0回+25件 建築・登記・表示登記相談 △1回+6件 行政相談 +1回+11件 交通事故相談 △1回△5件 年金・労務・成年後見制度相談 +2回+3件	実施内容の充実に図りながら、事業の継続を図る。	
II	ワーク・ライフ・バランスの実現	1	働く場における男女共同参画の推進	(61)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等さまざまな場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課	市報「みんなのひろば」においてワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載し、啓発を行った。 市ホームページにおいても、ワーク・ライフ・バランスの啓発に関するページを設け、国や都のワーク・ライフ・バランスのホームページを見られるようにリンクを貼った。	B	○	○				○	例市報及び市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランスの啓発を行うことができた。内閣府や都のホームページへリンクできることで、より多くの情報提供につながった。	市報及び市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、定期的な更新を行い周知する機会を増やしていく。	
				(62)	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、さまざまな場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課	パンフレット掲出等(約1,400部)による情報提供や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩やハローワークとの共催による就職イベント(総参加者男性188人、女性249人)、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなどを実施した。	B		○	○				窓口来庁者への情報提供により、生活の安定と自立を促し、意識の育成につなげることができた。ハローワークによる面接会には、引き続き仕事と子育ての両立に理解のある事業所の求人を入れ、子育てなどで仕事をやめた方の再就職を支援した。 (前年度比) 就職イベント総参加者 男性+45人 女性+102人	引き続き情報提供を行う。各種就職イベントの女性の参加者数は増加しているため、継続して実施する。	

基本 目標	主要 課題	施策 の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性							
										①	②	③	④	⑤	⑥									
した暮らしをめざす	進	(2)	働く場における男女平等の推進	①雇用の場における男女共同参画 【重点施策】	(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。	・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照														
							・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照															
							・メンタルチェックシステムの活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照															
					(64)	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照														
							・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照															
							・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照															
					(65)	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	管財課	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とした。 令和元年度総合評価方式契約実績 9件	B			○	○						総合評価落札方式の加点項目として企業に示すことにより、社会環境改善に向けての意識付けに貢献できた。	今後も引き続き総合評価落札方式の活用により、企業の意識付けとして推進することとする。			
					2	家庭における男女共同参画の推進	(1)	①地域での子育て支援体制の充実	(66)	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	保育課	平成31年4月に特定保育施設4園の開設(うち1園は認証から認可への移行)及び既存園4園の定員拡充を行った。	B									新規開設及び既存園の定員拡充等により、保育の認可定員は前年度に比べ328人拡大したが、平成31年4月1日現在の待機児童数は111人と、前年度比で23人増加する結果となった。	新規施設の開設だけでは待機児童ゼロが困難な状況であり、引き続き既存の施設の定員拡充や企業の育休制度の充実の要望などの政策対応を求めていくこと等検討していく。
									(67)	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学生の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課	定員810人、入所児童数1,073人(平成31年4月1日) 平成27年度から引き続き午後7時まで延長保育。学校休業中は午前8時から保育。	B	○	○						(自己評価)定員は前年度と同様(前年度比)100%(効果視点)保護者が働き続けられる環境を提供することで、女性の社会参加を支援した。	今後も女性の「働きたい」を支え、働き続けられる環境の提供を継続して実施していく。	
									(68)	居宅訪問による子育て支援事業の充実	・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導	健康課	新生児及び妊産婦を対象に、発育や疾病予防等、育児上必要な事項や日常生活等について、訪問指導員等が家庭訪問の上、適切な指導・助言等を行った。 令和元年度実績 訪問家庭数:1,140件(未熟児訪問指導及び里先訪問を含む。なお多胎児は1件とみならず。)	B				○					訪問家庭数前年比 119% コロナの影響で里帰り中の他市民の受入れが増加した。	今後も事業を継続して、内容の更なる充実を図りつつ、地域で安心して子育てできるよう支援する。
・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業 利用者数 45人 養育支援訪問事業 利用者数9人 育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 14人 養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 27人 ※再掲No.55	B									○	○	○			産後2か月以内またはその後において、家事・育児の支援が必要な家庭に育児支援ヘルパー・養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比) ヘルパー利用者数 産後107%、養育98%	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部の研修を積極的に受講し、今後も市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。						

基本 目標	主要 課題	施策 の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性	
										①	②	③	④	⑤	⑥			
					(69)	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。	子育て支援課	子ども家庭支援センター ゆりかごひろば利用数: 保護者 8,963人(うち父親利用人数 680人) 乳幼児 10,603人 合計 19,566人	A	○		○			子ども家庭支援センターにおける親子あそびひろばや各種講座、子育て相談等を実施することで、子どもと家庭が安心して健康に生活できる環境づくりにつながった。今年度新型コロナウイルスの影響で教室やイベントの実施を中止したこともあり、利用者が減少した。市民ニーズに即した母親講座は好評であった。(前年度比)利用者数 80.7%	内容の見直し・充実を図りながら、事業を継続して実施する。	
							児童青少年課	児童館子育てひろば747回20,067人 学童ひろば537回6452人	B	○					(自己評価)実施場所は前年度と同様(前年度比)98.2%(児童館回数) 児童館 △13回 人数89.4% 学童 △54回 人数79.6% (効果視点)父親や祖父母の参加を含め親子同士の交流を図ることにより、地域での子育て支援体制の充実により一定の効果があった。	今後も親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を継続して実施していく。		
					(70)	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	生涯学習課	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的に、市立小学校の校庭・教室等で放課後子ども教室を行った。837回実施 学習アドバイザー528人 安全管理員3,161人 参加者33,018人	B		○	○		○	○	全ての小学校区で、学童児童が参加できる体制を整えている。実施回数は新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止もあったが前年度とほぼ同じであった。(前年度比) 実施回数 △42回 学習アドバイザー △102人 安全管理員 △189人 参加者 △397人	令和元年度から全9小学校区で協議会を設け、放課後子ども教室、学校、学童保育所関係者の連携を深め、事業の更なる充実に向け取り組んでいく。
					(71)	子育てに関する情報提供・相談の充実	育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。	健康課	実施回数64回2,021人(乳児1,205人、幼児816人)	B					○		新型コロナウイルスの流行に伴い、年明けより利用者数が減少した。また3月については感染拡大防止のため全て中止とした。そのため昨年度より1,012人の減となった。	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、健診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
							子育て支援課	子ども家庭支援センター総合相談件数 実数 753件 延数 3,642件	A	○	○	○	○		○		相談内容に応じて、子育て情報・サービス等の提供を行い、適宜、関係機関との連携を図ることによって、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。(前年度比) 実数118%、延件数117%	子育ての支援・情報提供等の発信の場として、関係機関との連携も含め、今後も継続実施する。個々の相談内容に応じ、適切な機関へつなげられるよう丁寧に実施していく。
							保育課	各園において、日々在園児の保護者からの相談を受けているだけでなく、地域の親子向けの事業の中でも子育て相談を行った。曜日・時間帯は限られるが、自由に親子で来園してもらって園庭開放を実施しており、保護者同士の交流の機会となっている。	B		○						各園での相談件数は508件。園庭開放は例年同様週2.3回程度実施。	相談内容によっては関係機関との連携が必要となる場合もあるため、今後もよりスムーズな支援が行えるよう体制を整えていく必要がある。
	(2)	介護等への支援体制の整備	① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実		(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。	介護福祉課	高齢者の包括的な相談業務を実施相談業務を実施 新規相談者数:2,564人	B			○	○		前年度から継続して、サービス利用に関する相談を含む高齢者の相談業務を市内地域包括支援センターに委託し、実施した。(前年度比)新規相談者数:△87人	継続して、相談業務を実施していく。	
							介護福祉課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照										
							介護福祉課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照										
					(73)	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、さまざまな相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	自立生活支援課	令和元年度の相談対応件数 1,237件、実人数 561人	B			○			様々な相談により、障害福祉サービスの実施等、障がい者の自立に係る対応等ができた。(前年度比) 相談対応件数 +794件、実人数 +192人	相談支援事業を促進していくことで、ニーズに合ったサービスの充実を図ってきたい。	

基本 目標	主要 課題	施策 の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
										①	②	③	④	⑤	⑥		
				(74)	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等を3つの法人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:3回 参加者数:29人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:21回 参加者数:161人	B	○	○	○	○			男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数:△1回 参加者数:△18人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:△2回 参加者数:19人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。
		(3)	① 男性の家事・育児・介護への参画促進 【重点施策】	(75)	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	健康課	妊娠届受領の際に、母子手帳の交付とともに父親ハンドブックを配布した。 令和元年度実績:1,032件(妊娠届出数と同数)	B			○				配布数前年比 95% 妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらえた。	今後も事業を継続して、両親で安心して子育てできるよう支援する。
				(76)	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。	健康課	両親学級 令和元年度実績 実施回数:平日コース(年4回)・土曜日コース(年5回) 平日コース:参加実人数68人(女性:38人、男性30人) 土曜日コース:参加実人数255人(女性:131人、男性124人)	B	○	○	○				平日コース参加人数前年比 63% 土曜日コース参加人数前年比 72% 2コース共に参加人数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月分が中止となり、前年度を下回ったが、女性に対する男性の参加比率については前年度89%に対し、今年度91%と上昇した。	ニーズの高い土曜日コースの定員拡充を図り、両親で参加しやすい環境を整える。また、家庭において、共に子育てに関わっていけるよう支援する。
				(76)	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。	子育て支援課	エンジェル教室 年21回(2日間コース) 参加者 保護者 361人 子ども 347人 ※新型コロナウイルスの影響にて2月1回分、3月を中止 カルガモ教室 年12回(3日間コース) 参加者 保護者129人 子ども129人 ※再掲№20	B	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 新型コロナウイルスの影響で中止したこともあり利用者が減少となっている。 (前年度比)参加者減(△15~19%)	初めての親子教室となるが多く、知識のみならず、交流、仲間づくりにつながり満足度の高い事業であり今後も継続実施する。なお、父親参加について市報等で周知しているが、残念ながら参加はない。引き続き周知するとともに父親向け講座など参加の機会を補っていききたい。
				(76)	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。	保育課	・プレママ・プレパパ支援事業(市立保育園での保育見学、子育て相談等) 出産前の保護者の見学等は、随時実施。	B			○				実際に乳幼児と触れあうことで子育ての楽しさを感じていただくことができた。あわせて、可能な範囲で妊娠期や育児の相談も承り、育児負担の軽減につながった。	保育所として、男女共同参画の推進やワークライフバランスを図ることなど、様々な地域貢献ができるよう検討していく。
				(77)	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	子育て支援課	お父さんと遊ぼう 年12回 保護者57人 子ども72人 お父さんのあつまり 年3回 保護者22人 子ども25人 父親講座 年1回 保護者6人 子ども4人 ひろばの父親利用人数 年680人	A	○	○	○		○		父親をメインに実施している事業・講座は男性が参加しやすい環境につながっている。男性の育児参画を促し、女性の育児負担の軽減や子育てを主体的に実施する機会となっている。今年度はお父さんのあつまりは1回増やして実施した。 (前年度比)お父さんと遊ぼう 67%、お父さんのあつまり 1回増 183% 父親講座46% 年間父親利用 79.3%、	今年度は新型コロナ感染症もあり利用者数が減少しているため、父親利用人数も減少しているが、全体数からの父親利用率は変わっておらず、父親参加が維持されている。社会的に必要な事業と認識している。市民ニーズとともに内容を検討し、今後も継続実施する。
				(77)	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	児童青少年課	子育てひろば父親参画促進事業37回518人(内、成人男性113人)	A	○	○	○		○		(自己評価)子育てひろば事業の一環として、以下の事業名で父親参画を促した。 (効果視点)父親の子育てを促すため、「お父さんと遊ぼう」「おとうさんもいっしょ」「パパと水遊び」「パパもおいでよ」事業を各児童館で開催した。 (前年度比) +2回 参加者 67.1%(内、成人男性68.4%)	土曜日等に開催し、父親同士の交流を図ることで、地域の子育て仲間作りの場となり、父親のみでも子どもと過ごせる居場所となる事業を展開することで、男性の育児参加を促進していく。
				(78)	家族介護者への支援の充実(再掲)	要介護者を介護している家族(男性介護者も含む)等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等を3つの法人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:3回 参加者数:29人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:21回 参加者数:161人	B	○	○	○	○			男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数:△1回 参加者数:△18人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:△2回 参加者数:19人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。
			② 男性の地域活動	(79)	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館	成人学校「子ども・子育て支援～お父さんといっしょに遊ぼう!～」1回、受講者5組(男性7人、女性4人) 成人学校「子ども・子育て支援～子育てパパの筋トレ講座～」1回、受講者男性8人 健康づくり講座「体にやさしい発酵食品②てまえ味噌づくり」1回、受講者男性9人	A	○				○		男女の固定的な役割分担に捉われない多様な生き方や男女平等についての理解を図るために、男性限定の講座を実施した。 (前年度比) 延べ講座回数 300% 延べ参加者数 233%	今後も継続して実施する。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性		
										①	②	③	④	⑤	⑥				
			助への参画促進	(80)	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課	講座:震災シミュレーション(小金井消防署)、スポーツに親しむ(黄金井倶楽部)等。 見学:小金井市文化財センター、農工大付属科学博物館等。 計7日間の講座内容で、計112人参加(男性54人、女性58人)	B							多数のシニア世代の方に参加してもらい、地域参加へのきっかけづくりとして講座を実施できた。講座内容、見学は様々な団体に協力してもらい、充実した内容となった。 (前年度比) 参加者 △1人(男性△13人、女性+12人)	今後も様々な団体に協力してもらい、更なる講座内容の充実に努め、より多くのシニア世代の地域参加に向け、取り組んでいく。		
3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1) 女性の就業に関する支援	①女性の就業支援・起業支援		(81)	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩など関係機関と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課	再就職を希望している女性を対象に東京しごとセンター多摩と共済で再就職支援講座(セミナーと個別相談会)を開催した。 講演参加者 74人、個別相談会 7人	A		○	○		○	○	令和元年度は、会場を前年度から変更し、宮地楽器ホール小ホールにて開催した。会場が駅から近く、収容規模も大きくなり、講演テーマも人気のある「アンガーマネジメント」であったことから、参加者数が増加した (前年度比)講演参加者 +46人、個別相談会 +3人	今後も東京しごとセンター多摩と共済で再就職支援セミナーを開催していく。ポスターの掲示及びチラシの配布を行い、多くの参加が見込めるよう周知を図っていく。		
					子育て支援課	マザーズハローワーク立川と共催で就職支援セミナーを開催18人(女性18人)	B		○	○			○	マザーズハローワーク立川との共催による就職支援セミナーを開催し、女性の生活の安定と自立の促進に取り組んだ。	受講後の参加者の反応も概ね良好であった。今後はひとり親家庭支援をメインとした内容に変更するか検討中				
			(82)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照												
			(83)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照												
			(84)	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照												
			(85)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照												
			(86)	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課	女性農業者に対し、東京都農業経営者クラブが主催するセミナー等の案内を周知した。 農業経営者クラブ会員(63戸)、認定・認証農業者(30戸)に案内を送付した。	B						○			農業経営者クラブが主催する農業簿記講習会に女性農業者が3人参加した。 (前年度比)参加者±0人	女性農業者が活躍する練馬区等の先進的な取組に興味を持つ女性農業者がいるため、東京都等が主催する研修だけではなく、JAと協力しながら独自の視察等を実施し、女性農業者の積極的参加を図る。	
			(87)	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課	認定・認証農業者の事前相談会や農家支部別座談会等で説明を行い、締結を促した。	B							○		令和元年度において新規締結はなし(現在6経営体が締結)。ただし、認定・認証農業者の申請または更新時や支部別座談会において家族経営協定の制度説明を行い、締結を促した。	引き続き農家支部別座談会等を通じて、家族経営協定を締結するよう促す必要がある。	
			(88)	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課	青年部が主催する第15回チビッコフェスタや会報の発行、女性部の講習会や視察研修会、特産品開発事業等に対し補助を行い、地域振興や部員の地位及び資質向上に努めることができた。	B							○		補助額前年同額	引き続き同様の支援を継続していく。	
			4 市民がともに	(1) 地域づくり活	①地域活動団体等	(89)	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。	コミュニティ文化課	第9回こがねい市民活動まつり内において、NPO法人連絡会との共催で協働講演会「緩やかな連携～災害時に備えての協働～」を企画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。	B						○	講演は中止となったものの、市民協働推進という観点から行った事業であり、NPO法人と連携して準備を進めたことで、協働意識が高まった。	市民の協働意識の更なる向上を図るためにも、継続が必要と考える。

基本 目標	主要 課題	施策 の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性		
										①	②	③	④	⑤	⑥				
参画する地域づくりや市民活動の促進	動における男女共同参画の推進	の活動促進	(90)	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。	・スポーツ教室の実施	生涯学習課	高度の資質を有する指導者からの指導により、青少年にスポーツの基本と楽しさを体験してもらい、スポーツに対する夢を育み、心身ともに健やかな成長を促した。 「青少年野球教室」:実施回数1回、参加者数84人 「ジュニアサッカーフェスティバル」:実施回数1回、参加者数107人	B	○						合計参加者が増え、男女が一緒に活動することにより、男女平等意識の育成の場となった。 (前年度比) 合計参加者数118人→191人	子どもたちに対するスポーツ振興として、継続して実施する。		
						・科学の祭典の開催	生涯学習課	学校、研究機関、地域の団体等が科学の楽しさを伝え、また教育力の育成のため、科学実験等のブースを出展し、青少年のための科学の祭典を開催した。 出展88ブース 来場者7,800人	B						○	本事業は多くの団体の協力により開催しているが、今年度は台風予想が出ていたため、出展ブースや来場者の減少があった。それでも多くの来場者が実験や工作等を行い、家族や友人等、男女がともに楽しむ場を提供できた。(前年度比)ブース数10ブース減 来場者2,022人減	今後も参加者が楽しく科学に親しめる機会を提供できるように、学校、研究機関、地域の団体等の協力を得ながら、事業の実施に向け取り組んでいく。		
				(91)	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、さまざまな領域で活動する地域団体の活動を支援します。	介護福祉課	小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会への補助金交付を通じて、高齢者福祉を増進することを目的とする事業の振興をはかった。 会員数 1,335人(男性426人、女性909人)	B							○	補助金交付により、社会奉仕活動、健康を進める活動、生きがい高める活動、友愛活動、その他社会活動を悠友クラブ等が実施するなかで、男女ともに活動できた。	引き続き、各種活動を通じ、高齢者が孤立することなく、社会と関わることができるよう支援していく。	
							子育て支援課	子育て・子育て支援ネットワーク協議会(参加団体数81団体)に補助金支出	B		○	○	○		○	子育て・子育て支援ネットワーク協議会への支援を通じて、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークをつくり、子育て・子育てに関する相互援助と情報発信を促進した。補助金額は前年同額	子育て・子育て支援ネットワーク協議会の加入団体数は順調に伸びており、今後も継続実施する。		
							児童青少年課	青少年健全育成地区委員会への補助金交付、環境浄化活動を支援。子供会育成連合会への補助金交付、青少年育成指導への補助。市・青少年健全育成6地区連合会による「子ども週間行事」及び「市民まつり子ども部門行事」を実行委員会方式で実施。(連合会委員37人 男15人、女22人)	B							○	(自己評価)(効果視点)環境浄化活動、子ども週間行事、市民まつり子ども部門行事の実施により、地域での子育て支援体制の充実、地域活動団体等の活動促進により参画いただく環境づくりに一定の効果があった。 (前年度比)女性比 △10.0ポイント	今後も青少年健全育成団体の支援を通じ、継続して男女がともに社会参加していく環境作りを促進していく。	
							生涯学習課	市内で活動し、市の事業等にも協力している小金井市スカウト協議会に対し、経費の一部を補助した。	B							○	市内のボーイスカウト、ガールスカウトの各団が連携して奉仕活動や指導者等の育成を行うことができた。	市内の様々なイベントにボランティアとして活動している団体であり、今後も引き続き補助していく。	
			(92)	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。	企画政策課	男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等の参加する市民に、参加費用の一部を補助しているが、令和元年度は申請がなかった。 参加者 0人	B	○						○	市報、市ホームページやこがねいパレットにて参加者を募集したが、申請者がいなかった。 (前年度比)参加者 △1人	より多くの市民に参加してもらうように、引き続き市報や市ホームページで周知を図るとともに、情報誌「かたらい」、こがねいパレット等にて周知を行っていく。		
						(93)	児童館ボランティアリーダーの育成	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)でのボランティアリーダーとして、中・高校生世代の児童館リーダー育成に取り組めます。	児童青少年課	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)でのボランティアリーダーとしての中・高校生世代の育成。(令和元年度272人)(内、女性77人)	B						○	(自己評価)(効果視点)児童館事業を通じて地域で活動する中・高校生ボランティアリーダーを育成することが、男女が共に参画する環境づくりに一定の効果があった。 (前年度比)参加者 73.9%(内、女性61.5%)	性別に関係なく、地域での社会奉仕活動を楽しみながら行えるよう、今後も継続して児童館事業を通して中高校生を育成していく。
						(94)	ボランティア育成の促進と地域	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催	生涯学習課	小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学が連携し、地域や学校等でボランティアとして活躍していただく方のための講座を実施した。令和元年度は小金井・国分寺・小平会場において17講座を開催し、延べ379人の参加があった。	B						○	学芸大、国分寺市、小平市と連携し、地域・社会における教育・学習の場を提供することができた。また、前年度のアンケート結果を踏まえ一講座の時間を増やし回数を減らした。 (前年度比) 延べ参加者数 △47.1%	今後は講座参加者の活動の場を広げることが必要となる。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性				
										①	②	③	④	⑤	⑥						
						し、各種研修会を通じて地域リーダーの育成に努めます。 ・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課	スポーツ推進委員(25人)の内訳は、男性11人、女性14人であり、半数以上が女性で構成されており、土曜スポーツクラブやニュースポーツ出前教室等の地域のスポーツ活動に参加した。	B						○	○	スポーツ推進委員定例会・協議会の開催(全9回)その他、団体が実施する研修への参加(11回)	仕事と両立している委員が多く、平日の日中の活動への参加が課題である。			
				(95)	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	コミュニティ文化課	令和元年度は、令和元年12月1日に更新版のリストを発行した。	B						○		市民活動団体リストにより、多くの市民や団体が結ばれ、市民活動がさらに活性化し、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるようになった。	市民活動を活性化させるために定期的に団体リストの情報を更新していく。			
Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への女性の参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 男女の市政参画の促進【重点施策】	(96)	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課	行政委員会及び審議会等における、女性委員の登用状況調査を実施し、全庁的に女性委員の登用促進について要請した。男女共同参画施策推進行政連絡会議においても、近年の状況等を共有し、審議会委員等への女性の登用を促した。女性の登用比率 33.3%	B							○	○	前年度の登用率32.3%と比較すると上昇しているが、依然として学識経験者等分野によって専門家が少なく、男女比率に偏りが生じている場合もあり、目標値の50%には達していない。(前年度比)女性の登用率 +1.0ポイント	行政委員会及び審議会等における女性委員の割合の把握のため調査を実施し、女性委員を増やすため、全庁的に積極的な女性の登用を要請していく。		
				(97)	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、さまざまな意見を得られるよう男女の偏りが無いよう配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課	防災・防犯分野における審議会において、計画及び条例案等について審議を行った。 防災会議:29人(男性:23人、女性6人) 安全・安心まちづくり協議会:17人(男性11人、女性6人)	B							○	○	条例案等についての審議において、男女問わず様々な意見を得られるよう審議会運営を行ったため。	引き続き各審議会委員における女性比率の向上を図る。		
				(98)	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	職員課	女性キャリア支援研修については、女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援を充実させるため、平成29年度から内部講師の研修に加え、外部講師の研修を実施した。令和元年度実績 19人	B	○								○		より効果があるように、内部講師による研修は入所6年目及び未受講者を対象に7人が参加し、外部講師による研修は内部講師による研修を受講済みの職員で入所10年目程度の職員を対象に12人が参加した。(前年度比)24人→19人 79.2%	今後も男女共同の視点に立って充実していく。
							指導室	校長ヒアリング、学校訪問等に管理職選考等への受験を薦めるように伝えた。	B	○									○		校長からの意見を聞き取りながら、受験勧奨を行った。
2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1) 市民参加・協働による事業展開	① 市民や地域団体との協働	(99)	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	企画政策課	男女共同参画関係団体が主催する事業への後援、広報協力等の支援を行い、関係団体に有益な情報の提供を行った。また、女性談話室の活用により、市民団体を支援した。後援事業 1事業	B							○	○	関係団体等との連携・協力のもと、男女共同参画の推進を図った。(前年度比)後援事業 △1事業	男女共同参画を総合的に推進していくため、今後も継続して、男女共同参画関係団体等への積極的に支援・連携していく。			
			(100)	市民や市民活動団体等との	・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行	企画政策課	市民編集委員4人によるテーマや紙面内容の検討、取材及び編集執筆等により、かたらい50号と51号を発行した。市内で活躍されている方々へ男女共同参画の視点から取材し、かたらいへ掲載した。市民編集委員 4人	B	○	○					○	○	4人の市民編集委員の協力のもと前年同様に年2回の情報誌「かたらい」を発行することができた。(前年度比)市民編集委員 △1人	市民編集委員とともに、男女共同参画に関するテーマや、市内で活躍する方や団体との協力を得て、取材や記事を作成し、男女共同参画施策の推進のため情報誌を発行していく。			
					・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施	企画政策課	こがねいパレット実行委員である市民10人との連携により「こがねいパレット」を開催した。「こがねいパレット」に賛同する12団体の展示を行った。実行委員 10人 展示団体 12団体	B	○	○					○	○	10人の実行委員とともに、企画案や講師の検討や当日の開催について検討し、第33回こがねいパレットを開催することができた。アンケートの結果では、「良かった」と回答した方が96%と満足度が高かった。イベント当日には、展示団体との連携を通じ、男女共同参画の推進を図ることができた。(前年度比)実行委員 +1人 展示団体 △1団体	男女共同参画を推進していくため、今後も継続して、市民や市民活動団体等と連携していく。			

基本 目標	主要 課題	施策 の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性		
										①	②	③	④	⑤	⑥				
					連携	と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。		3団体から協働事業についての提案が行われて、公開プレゼンテーション審査等により、事業の採択がなされ、こがねいとりもち団が「対話型自治体シミュレーションゲーム「SIM2030」で未来のまちづくりを考えよう！」を開催した。	B							○	公開プレゼンテーション審査等を開催し、公共的課題を、市民と市がお互いの持つ資源(知識・経験・人材・情報・資金など)を結集し、協働して事業を行うことができた。	公共的課題を協働事業により解決していくための仕組みを検討し、効果的な事業運営をしていきたい。	
						・提案型協働事業の実施	コミュニティ文化課												
						・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施	職員課	コミュニティ文化課と連携し、NPO派遣研修を実施し、市内NPO法人9団体に職員を派遣した。 令和元年度実績 19人	B	○						○	入所2年目程度の職員を派遣し、市民協働意識向上等を図るとともに、人的ネットワークを拡大することができた。 (前年度比)9団体→9団体 27人→19人	今後も市民協働意識向上等のため継続して実施していく。	
			②参画を促す環境づくり	(101)	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りがないよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課	市民参加条例第9条第4項の配慮規定の浸透に向け、運用状況を市民参加推進会議に報告するとともに、無作為抽出による委員募集について全庁周知し、男女比を意識した審議会等の構成確保に努めた。 附属機関及びその他の諮問機関における女性の登用比率 33.8%	B						○	○	女性の登用率が、前年度の32.6%から1.2ポイントの増となった。	条例の趣旨の更なる周知に努める。	
				(102)	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課	(仮称)男女平等推進センターのあり方について、男女平等推進審議会等の意見を伺いながら検討を行った。 他自治体におけるセンター機能等の情報収集を行った。	B							○	他自治体からの情報を把握及び(仮称)男女平等推進センターのあり方の検討を行うことができた。	今後も情報の収集に努め、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討していく。	
				(103)	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課	男女共同参画に関する図書の購入や、国や都のが発行した冊子等を収集し、女性談話室に配架した。 市民や市民団体が利用できるオープンスペースとして女性談話室を活用できるよう整えた。	B	○	○						男女共同参画に関する図書の購入や収集は例年どおり継続して行うことができた。 婦人談話室の耐震工事の影響で、3か月程度利用できない期間があったが、その間を除き、市民や市民団体等が利用できるよう整えることができた。	男女共同参画に関する情報を提供できるよう資料を整えるとともに、市報や市ホームページ等により女性談話室の利用を促進できるよう周知を図っていく。	
3	推進体制の充実・強化	(1)	【重点施策】 庁内の男女平等の推進	(104)	働きやすい職場環境の整備	だれもが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画や第2次小金井市人材育成基本方針に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課	働きやすい職場環境整備の一助として、職員に育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図った。	B	○	○							育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図るため、職員次世代育成支援プランハンドブックを、庁内職員向けに電子データ等で周知を図った。	事業内容の充実を図りながら、事業を引き続き継続していく。
							指導室	教員の働き方改革として、職場環境の整備を進めた。	B	○				○	都教委の研修資料を送付するなど男女平等の意識啓発を図った。	男女平等に向けて環境を整備していく。			
							職員課	人事異動・昇任については、男女平等の視点で行った。 令和2年4月1日現在 全体65人 16.9% 女性管理職11人(部長0人、課長11人)	B	○				○	人事異動・昇任に際して、男女平等の視点で行った。 (前年度)全体65人 16.9% 女性管理職11人(部長0人、課長11人)	今後も男女共同の視点に立って充実していく。			
		(2)	①計画推進体制の整備	(106)	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課	男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催した。 構成:各部署担当課長職及び男女共同参画施策関連課長職(29人) 行政連絡会議の開催 2回	B						○	第5次男女共同参画行動計画の推進のため、各種事業の推進していくうえで男女共同参画や男女平等意識への理解促進を図ることができた。 (前年度比)行政連絡会議 +1回	庁内の連携による進め男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進していくために、今後も継続して実施していく。		
(107)	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。		企画政策課	男女共同参画施策の推進、(仮称)第6次男女共同参画行動計画の策定について、(仮称)男女平等推進センターのあり方などについて検討を行った。 審議会の開催 6回	B						○	○	令和3年度からの(仮称)第6次男女共同参画行動計画の策定のため、前年度より審議会を2回増やし開催した。 男女共同参画行動計画を実効性のあるものとしていくため、実績報告について審議会としての意見に基づき提言が提出された。 (前年度比)審議会 +2回	今後も男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画行動計画の年次報告等を評価いただくとともに、次期計画などに関し検討を進める。				

基本 目標	主要 課題	施策 の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
										①	②	③	④	⑤	⑥		
				(108)	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。 ・進捗状況調査報告書の作成、公表	企画政策課	平成30年度実績の第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書を作成し、庁内、市ホームページや図書館にて公表した。 男女平等推進審議会からいただいた質問等を各課にフィードバックし、審議会からの提言書を庁内へ周知し市ホームページへ掲載した。 審議会と事業担当課(1課)で情報交換を実施した。	B							第5次男女共同参画行動計画推進状況報告や審議会の提言書を公表及び庁内へ周知し、男女共同参画施策について理解促進を図ることができた。	第5次男女共同参画行動計画に基づき、継続して計画の進捗を管理していくとともに、男女平等推進審議会から推進状況について提言をいただき事業へ反映させるよう努めていく。
				(109)	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、協働での開催が効果的な場合には連携して事業を実施します。 国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、協働での開催が効果的な場合には連携して事業を実施します。	企画政策課	国や都、他自治体が策定した計画及び年次報告に係る情報を収集した。 国立市・狛江市と連携し多摩3市男女共同参画推進共同研究会及び市民サポーター会議を実施した。 研究会の開催 8回 市民サポーター会議 3回	B	○	○			○	○	国や都、他自治体の動向や調査結果を把握することができた。 多摩3市男女共同参画推進共同研究会及び市民サポーター会議にて、テーマ「若者へのワーク・ライフ・バランスの啓発」について、3市の職員や市民との活発な意見交換をし、理解を深めることができた。 (前年度比)研究会 +1回、サポーター会議 △1回	今後も国や都、他自治体の情報を収集し、動向を把握していく。 引き続き他自治体と協働可能な事業については連携を図っていく。

配布・配架等一覧表 (第5次男女共同参画行動計画 令和元年度推進状況調査)【調査票1 別紙】

※チラシ・パンフレットや啓発物等の配布・配架のみを行った事業（例年どおりの内容で発行したものも含む）や、市報・市ホームページでの周知・啓発のみの事業についてのみ記載してください。
（下表に記載されていない事業で、該当する事業がありましたら、男女共同参画室にご相談ください。）

課名 (担当課)	事業 No.	事業名	事業内容	実施した内容 (資料名、配布部数等)	作成	配布・配架場所、周知方法						備考	
						市報	市ホーム ページ	市役所・担 当課窓口	市施設 (図書館、 公民館、集 会施設等)	市内 大学等	市内金融 機関・商業 施設等		その他
広報秘書課	(1)	人権に関する啓発資料の 作成・活用	・人権週間意識啓発事業用リーフ レット(市民及び小中学校教職員配 布用)の作成	人権啓発用リーフレット(1,400部)を作成し、小中学校教職 員や市民に配布した。	担当課			○				○	市内公立小中学校全教職 員、及びイベント時等に市 民に配布
児童青少年課	(1)	人権に関する啓発資料の 作成・活用	・「小金井市子どもの権利に関する 条例」リーフレット(小学生版・中学 生以上版)の作成・配布	例年通りのリーフレット配布の他、子どもの権利条例10周年 記念事業の一環として、条例周知カードを作成・配布した。 (単年度、1万枚、市内小～高校全校生徒配布)	担当課							○	公立・私立小～高校
企画政策課	(2)	男女平等に関する各種啓 発資料の作成・活用	・新成人向け啓発資料の作成・配布	冊子「新成人のみなさんへ」を発行し、新成人に配布した。 冊子中、2ページに「人として平等な社会をめざして」と題し て、人権の尊重、女性総合相談、DV・デートDV、男女共 同参画推進事業の紹介、ワーク・ライフ・バランス、男女都市 宣言掲載 発行部数：729部	担当課、経済 課、保険年金 課、選挙管理委 員会							○	成人式にて配布
企画政策課	(3)	人権・男女平等に関する 図書・資料の収集と活用	・女性談話室における各種資料の 配架	男女平等に関する図書の購入(①女性情報、We learn、女 性展望)や収集(③共同参画、④とうきょうの労働、その他資 料)を行った。	①出版社 ②国 ③都			○				○	女性談話室(婦人会館)に 配架
企画政策課	(4)	情報誌「かたらい」の発 行・周知	市民編集委員の参加による男女共 同参画情報誌「かたらい」を発行し、 市施設や市内医療機関等で配布す るなど広く周知します。	市民編集員4人とともに、「かたらい」50号及び51号を発行し た。 50号：特別企画「人生100年時代 あなたもライフコースにつ いて考えてみよう」 51号：特別企画「小金井市名誉市民 毛里和子さんインタ ビュー」、特集「子どもの視点から男女共同参画を考えてみ よう」 発行部数：各2,600部(前年度比100%)	担当課、かたら い編集委員	○	○	○	○	○	○		
広報秘書課	(5)	人権に関する講演会等の 開催	・人権啓発物品の配布	人権啓発標語入りボールペン(500個)を作成し、市民に配 布した。	担当課			○				○	特設人権相談開催時、平 和映画会、人権講座で市民 に配布。
企画政策課	(10)	表現ガイドラインの周知と 活用	・市ホームページにおける手引きの 周知	男女共同参画の視点を意識してもらうため、「男女共同参画 の視点からの表現の手引き」を市ホームページに掲載し周 知を図った。	担当課		○	○					

企画政策課	(24)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	・DV相談カードの配布	DV被害の相談先を記載した「DV相談カード」の配布・配架を行った。 市報・市ホームページにて、DV被害の相談先の周知及びDV防止の啓発を行った。	担当課	○	○	○	○				○	小金井市医師会・小金井歯科医師会 会員医療機関
企画政策課	(25)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	医療機関等にDV相談カード等を配布し、相談窓口の周知・情報提供を行った。	担当課								○	小金井市医師会・小金井歯科医師会 会員医療機関
企画政策課	(28)	デートDV防止対策の充実	・「知っておきたいデートDV」(リーフレット)のホームページによる啓発	「知っておきたいデートDV」、「DVを知らなきゃDVをなくせない」(リーフレット)及び「DVチェックシート」を市報・市ホームページに掲載するなど周知を図った。	担当課	○	○	○						
企画政策課	(28)	デートDV防止対策の充実	・成人式におけるDV相談等の案内配付	成人式で配布している「新成人のみなさんへ」にDV及びデートDVの相談先を掲載し周知を図った。 発行部数:729部 ※再掲No.2	担当課、経済課、保険年金課、選挙管理委員会								○	成人式にて配布
企画政策課	(34)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	市報・市ホームページ、刊行物「新成人のみなさんへ」①を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行った。	①担当課、経済課、保険年金課、選挙管理委員会	○	○						○	①は成人式にて配布
企画政策課	(39)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	・市ホームページ等による関係法令等の周知	市ホームページにおいて、セクシャルハラスメント防止について啓発を行い、各種ハラスメントの関係法令や相談先の周知を図った。	担当課	○	○							
子育て支援課	(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	・虐待防止、権利擁護に関する啓発	キッズカーニバル R2.6.16 ①② 子どもメッセ R2.9.8 ①② 児童虐待防止月間活動 令和元年.11.6駅前グッズ配布①②④ 学校・児童館・学童等へグッズの設置 ①②③④ ①子ども家庭支援センターリーフレット②ティッシュ配布③蛍光マーカー④東京都虐待防止チラシ・グッズ	①②③担当課 ④都				○				○	学校・学童保育所・児童館に配布
自立生活支援課	(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	・虐待防止、権利擁護に関する啓発	障害者虐待防止について、市報・ホームページに掲載している。	担当課	○	○	○	○					
健康課	(43)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	妊娠届提出時に、母子手帳と母子バック(出産までと出産後に必要な受診券や各種手続き案内など)を進呈しているが、その中にリーフレットを封入して配布した。	担当課				○				○	市民課窓口でも対応
健康課	(44)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	母子保健事業の中で、家族計画について、の内容を必要に応じて個別相談・個別指導の場で実施した。										

企画政策課	(44)	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供に努めます。	リーフレット「私たちに身近な男女共同参画」を、市役所での配架及び市ホームページに掲載し周知を図った	多摩3市男女共同参画推進共同研究会			○	○										
自立生活支援課 【令和2年度から健康課へ事務移管】	(51)	自殺予防に向けた取組の推進	・相談先の周知	東京都、その他の団体からのリーフレット等については、課窓口を設置している。ゲートキーパー養成研修については、市報・ホームページに掲載し、市民を対象とする研修及び職員を対象とする研修を各1回実施した。	担当課		○	○	○	○									
健康課	(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	11月16日から12月15日までの「東京都エイズ予防月間」ポスターを保健センター内に掲示。リーフレット、啓発ティッシュを配布した。	東京都				○										
経済課	(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	各機関から送付されたパンフレット等①の窓口掲出、市報へ情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」②を小金井市でも300部発行し、市内の施設にて配布した。	①都、国等 ②都編集、市印刷		○		○	○							○	商工会、東小金井事業創造センター、勤労者福祉サービスセンター	
経済課	(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。令和元年度「こがねい仕事ネット」閲覧数32,486件(パソコン版25,728件、携帯版6,758件)	市運営、事業者・市が情報入力												○	こがねい仕事ネットでの情報掲載	
経済課	(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	・メンタルチェックシステムの活用	メンタルヘルスに関するパンフレット(約120部)を窓口カウンターに設置した。就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にメンタルチェックシステムへのリンクを掲載し、ストレス度等の自己診断ツールを周知した。	都				○								○	こがねい仕事ネットでの情報掲載	
企画政策課	(64)	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	市ホームページで以下の情報提供を行った。 ・男女平等都市宣言の周知 ・改正雇用機会均等法の周知 ・男女雇用機会均等月間の周知 ・男女共同参画週間の周知	担当課			○											
経済課	(64)	関連法令等の周知徹底	・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて東京都HP等へのリンクを行うことで、関係法令等も容易に検索可能とした。令和元年度「こがねい仕事ネット」閲覧数32,486件(パソコン版25,728件、携帯版6,758件)	市運営、事業者・市が情報入力												○	こがねい仕事ネットでの情報掲載	
経済課	(64)	関連法令等の周知徹底	・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	各機関から送付されたパンフレット等①の窓口掲出、市報へ情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」②を小金井市でも300部発行し、市内の施設にて配布した。	①都、国等 ②都編集、市印刷		○		○	○							○	商工会、東小金井事業創造センター、勤労者福祉サービスセンター	
介護福祉課	(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	・高齢者福祉のしおりの発行	市のサービスを中心に高齢者福祉サービス(介護保険給付サービスを除く。)を紹介する冊子を作成し、配布発行部数:3,700部	担当課			○	○	○							○	民生委員、地域包括支援センター、医師会・歯科医師会等	

介護福祉課	(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	・介護サービス利用ガイドブックの発行	要介護・要支援認定を受けた市民向けに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など相談機関をはじめ、市内にある各種介護事業所の住所・電話番号を一覧として作成し、事業所情報の周知に努めた。また、介護保険サービス利用の適正な利用を促すためのQ&A集を作成し、周知することで、市民の介護サービス利用における重要な資料となっている。	担当課								○	地域包括支援センター
経済課	(82)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	窓口での東京都職業能力開発センターの案内パンフレット等の掲出やこがねい仕事ネット等で周知をした。	国、都								○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
経済課	(83)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載した。令和元年度「こがねい仕事ネット」閲覧数32,486件（パソコン版25,728件、携帯版6,758件）	市								○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
経済課	(84)	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	創業者に対し、相談対応や各種セミナー、補助金制度等の情報提供を実施した。令和2年3月31日現在入居者数55人（男性40人、女性15人）。	—								○	東小金井事業創造センターにおけるセミナーでの周知
経済課	(85)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	窓口で、国や都で作成しているチラシやパンフレットを掲出するほか、「こがねい仕事ネット」に事業者向けの就労支援等に関する情報を掲載した。またポケット労働法でも事業者向けの関係法令の情報を周知している。	国、都								○	こがねい仕事ネットでの情報掲載